

第25回 協同のあゆみ 通常総代会資料

令和7年度事業報告

令和8年度事業計画

目 次

◆第25回通常総代会次第	1
◆第25回通常総代会上程議案	2
◆令和7年度事業報告書（第1号議案別紙）	3
1. 組合の事業活動の概況に関する事項	4
(1) 事業の全般的概況	4
①当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果	4
②事業の経過報告	5
③当期における重要事項	5
④財務・事業成績の推移	6
⑤組合が対処すべき重要な課題	6
⑥その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項	6
2. 組合の運営組織の状況に関する事項	8
(1) 総代会の開催状況及び重要な事項の決議状況	8
(2) 組合員の状況	9
(3) 役員の状況	9
(4) 職員の状況	10
(5) 組織の構成	11
(6) 施設の設置状況	13
(7) 子会社等の状況	14
◆貸借対照表	15
◆損益計算書	16
◆令和7年度剰余金処分案（第1号議案別紙）	18
◆独立監査人の監査報告書謄本	19
◆監事の監査報告書謄本	21
◆部門別損益計算書	22
◆宅地等供給事業実施規程の一部変更について（第2号議案別紙）	23
◆令和8年度事業計画書（第3号議案別紙）	25
◆役員の選任について（第4号議案別紙）	40
◆退任役員に対する役員退職慰労金の支給について（第6号議案別紙）	41
◆JAバンク基本方針の一部変更について（報告事項2別紙）	42
◆令和7年度組合員受賞記録	61



第25回 通常総代会次第

と き 令和8年6月24日（水） 午後2時00分

ところ 田原市渥美文化会館

1. 開会のことば
2. 組合長あいさつ
3. 議長選任
4. 書記指名
5. 議 事
6. 表 彰
7. 来賓祝辞
8. 閉会のことば



第25回通常総代会上程議案

(議決権行使についての総会参考書類)

報告事項 1 令和7年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について

別紙のとおり報告する。(15頁～17頁、19頁～21頁)

なお、注記表及び附属明細書については、法令及び定款第38条第5項に基づき、当組合ホームページ(<https://www.ja-aichiminami.jp/about/#document>)に掲載しており、本総会参考書類及び決算関係書類には掲載していない。

決議事項

第1号議案 令和7年度の事業報告及び剰余金処分案について

令和7年度の事業報告及び剰余金処分案を確定させるために、別紙のとおり承認を求める。(3頁～14頁、18頁)

第2号議案 宅地等供給事業実施規程の一部変更について

別紙のとおり承認を求める。(23頁～24頁)

第3号議案 令和8年度事業計画の設定について

令和8年度事業計画を設定するために、別紙のとおり承認を求める。(25頁～39頁)

第4号議案 役員の選任について

本総代会の終結をもって現役員全員が任期満了となることに伴い、理事23名、監事6名を別紙のとおり選任したい。(40頁～41頁)

なお、監事の議案については、監事の過半数の同意を得ている。

第5号議案 令和8年度における理事及び監事の報酬額について

次のとおり承認を求める。

① 理事の報酬等については、組織代表等9名から構成される「役員報酬等審議会」を設置し、そこで昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、「令和8年度の役員の報酬等にかかる答申」が出されている。これを踏まえ、令和8年度における理事の報酬については総額6,367万円以内とし、各理事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において理事会に一任する。

なお、理事は23名である。

② 監事の報酬等については、組織代表等9名から構成される「役員報酬等審議会」を設置し、そこで昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、「令和8年度の役員の報酬等にかかる答申」が出されている。これを踏まえ、令和8年度における監事の報酬については総額1,620万円以内とし、各監事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において監事の協議に一任する。

なお、監事は6名(うち員外監事は1名)である。

第6号議案 退任役員に対する役員退職慰労金の支給について

別紙に記載する役員16名は本総代会の終結の時をもって退任する。それぞれの在任中の労に報いるため、役員退職慰労金を支給することについて、次のとおり承認を求める。退任役員各氏の略歴は別紙のとおり。(41頁)

① 理事経験がある退任役員に対し、役員退職慰労金規程に基づき、理事在任期間に応じて総額2,171万円以内で退職慰労金を支給することとしたい。なお、具体的金額、支給時期及び方法等については、理事会に一任する。

② 監事経験がある退任役員に対し、役員退職慰労金規程に基づき、監事任在期間に応じて総額424万円以内で退職慰労金を支給することとしたい。なお、具体的金額、支給時期及び方法等については、監事の協議に一任する。

また、役員退職慰労金規程を、総代会の終結までの間、本店に備え置きしている。

第7号議案 農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

次の権限をこの組合に委任することについて承認を求める。

① 令和7年産及び令和8年産米麦並びに大豆等農産物の受検に関する一切の権限

② 令和7年産及び令和8年産米麦並びに大豆等農産物の売渡し等に関して、政府並びに米穀安定供給確保支援機構等からの売渡代金、補助金等の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限

③ 田原市からの補助金の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限

附帯決議案 この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任する。

報告事項 2 JAバンク基本方針の一部変更について

別紙のとおり報告する。

(42頁～59頁)

・ 令和 7 年度 ・

事業報告書

(第 1 号議案別紙)

令和 7 年 4 月 1 日



令和 8 年 3 月 3 1 日まで



事業報告書（第1号議案別紙）

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

（1）事業の全般的概況

①当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果

長引く円安や国際情勢の緊迫化により、エネルギー・原材料価格の高騰と世界的な物価上昇が続き、生産資材価格は高止まりの状況となりました。加えて、異常気象の激甚化や病害虫・鳥獣被害の深刻化により、農業経営を取り巻く環境は一層厳しいものとなりました。

こうした中、当組合の財務状況については、自己資本の増強と不良債権の処理に取り組んできた結果、自己資本比率は31.84%（前年度対比1.44ポイント増）となり、信用事業の不良債権比率は1.14%（前年度対比1.78ポイント減）となっております。

当組合におきましては、経営理念や基本方針のもと、第9次中期経営計画への取り組みにより業務改善や業務連携にて組織基盤強化を図り、農家所得増大及び地域農業の持続的な発展に向けて努めてまいりました。

加えて、多様なリスクに対応するリスク管理態勢の確立、内部統制構築を目指し、全般統制整備に基づく進捗管理・改善に取り組んでまいりました。さらに、組合長に直属した監査室による内部監査を実施してまいりました。

また、地域の地権者及び担い手の意向を幅広く集約し、田原市が定める地域計画に反映されるよう、農地中間管理機構と連携し、農地利用の集積・集約化を664件進めました。

この結果、収支面では事業利益が前年度対比91.1%で546,248千円、経常利益は前年度対比83.9%で699,206千円、当期剰余金は前年度対比86.6%で620,184千円となりました。主な事業活動と成果については以下のとおりです。

ア 信用事業

貯金については、取引メイン化に取り組みましたが、前年度対比96.9%の191,999,669千円となりました。また、貸出金については、融資専任体制の強化により、前年度対比105.4%の21,291,364千円となりました。

イ 共済事業

3Q活動等の実施により、組合員・利用者の皆さまとのつながりを強化し、一人ひとりに寄り添った安心と満足の提供、組合員・利用者本位の事業運営を基調として取り組んでまいりました。

ウ 購買事業

【資材部門】

原材料価格・製造諸経費等の値上げの影響を受け資材価格は高騰となりました。出荷物が順調に出荷されたことで、包装資材が増加しました。また、購入米の価格が上昇したことで、購買品供給取扱高は、前年度対比102.1%の6,061,097千円となりました。

【畜産部門】

肉牛・酪農において廃業等の影響はありましたが、養豚で規模拡大・再開農家の配合飼料取扱数量が増加したため、畜産部門の購買品供給取扱高は前年度対比100.7%の3,124,501千円となりました。

【農機自燃部門】

補助事業の利用者増加により農機具販売は好調となり、営農用重油は価格上昇前の駆け込み需要が見られました。一方で、燃料油価格については暫定税率廃止に伴い供給価格が低下した結果、農機自燃部門の購買品供給取扱高は前年度対比98.0%の6,395,818千円となりました。

エ 販売事業

【花き部門】

切花、鉢花ともに、物価高の影響を受け消費の減少から販売単価は低迷しました。特に葬儀をはじめとした業務形態の変化や市場外での輸入品の増加により非常に厳しい販売となり、花き部門の販売品販売取扱高は前年対比94.2%の18,689,538千円となりました。

【青果部門】

国内の農産物は、高温や大雨、干ばつなどの影響を受けたものの、全体としては比較的順調に出荷されました。一方で、一部の品目では前年度に引き続き輸入量の増加が影響し、青果農産部門の販売取扱高は前年度比76.4%の15,630,564千円となりました。

【畜産部門】

肉豚は、規模拡大・再開農家等により数量・金額とも前年を上回りました。肉牛・子牛については、堅調な相場が続いたことにより、畜産部門の販売品販売取扱高は前年度対比107.0%の10,583,743千円となりました。



②事業の経過報告

年 月 日	内 容
令和7年4月1日	みのり監査法人監査
4月18日	みのり監査法人監査
4月21日	定期監査 ～5月16日
5月2日	第1回定例理事会 ※令和6年度決算案について 他7議案
5月2日	第1回監事会 ※1議案
5月19日	みのり監査法人監査 ～5月22日
5月20日	中央会業務監査 ～5月21日
5月23日	第2回監事会 ※令和6年度監事監査実施報告書について 他2議案
5月23日	第1回代表理事・監事定例会議
5月30日	第2回定例理事会 ※第24回通常総代会上程議案について 他8議案
5月30日	第1回臨時監事会 ※内部統制システム基本方針の運用状況について 監査報告書について 会計監査人の再任について
5月30日	第2回臨時監事会 ※会計監査人の監査報酬額に関する同意書について
6月23日	中央会業務監査
6月24日	第24回通常総代会
6月24日	第3回監事会 ※令和7年度役員報酬の配分について 他2議案
7月1日	第3回定例理事会 ※行政庁に報告する業務報告書について 他6議案
7月22日	みのり監査法人監査
7月30日	第4回定例理事会 ※次期役員定数について 他1議案
7月30日	第4回監事会 ※2議案
8月29日	第5回定例理事会 ※4議案
8月29日	第5回監事会 ※令和7年度仮決算定期監査実施計画書について 他2議案
9月8日	みのり監査法人監査 ～9月12日
9月30日	第6回定例理事会 ※3議案
9月30日	第6回監事会 ※1議案
10月20日	定期監査 ～11月13日
10月30日	第7回定例理事会 ※令和8年度田原市費助成金要望について 他1議案
10月30日	第7回監事会 ※1議案
11月15日	J Aまつり
11月25日	第8回監事会 ※令和7年度上半期監事監査実施報告書について 他2議案
11月25日	第2回代表理事・監事定例会議
11月28日	第8回定例理事会 ※報告事項のみ
12月2日	中央会業務監査 ～12月4日
12月17日	愛知県常例検査 ～12月25日
12月22日	みのり監査法人監査 ～12月23日
12月26日	第9回定例理事会 ※2議案
12月26日	第9回監事会 ※1議案
令和8年2月2日	第10回定例理事会 ※役員報酬等審議会規程の改正について 他2議案
2月2日	第10回監事会 ※4議案
2月16日	みのり監査法人監査 ～2月18日
3月2日	第11回定例理事会 ※学識経験役員の推薦について 他6議案
3月2日	第11回監事会 ※令和7年度決算棚卸監査及び令和7年度決算定期監査について 第10期全域推薦監事の同意について 令和8年度監事監査基本方針について 他1議案
3月23日	みのり監査法人監査 ～3月25日
3月30日	第12回定例理事会 ※令和8年度事業計画について 他13議案
3月30日	第12回監事会 ※1議案
3月31日	決算棚卸監査
3月31日	みのり監査法人監査

③当期における重要事項

本年度は、マムポート選花システム・搬送装置の更新工事を完了いたしました。



事業報告書（第1号議案別紙）

④財務・事業成績の推移

（単位：千円）

区 分	項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 （当期）
財 務	事業利益	1,111,208	525,521	599,350	546,248
	経常利益	1,304,084	712,731	833,720	699,206
	当期剰余金	974,532	369,817	715,790	620,184
	総 資 産	227,954,231	224,184,293	227,780,905	220,252,693
	純 資 産	25,261,475	24,460,318	23,649,681	22,671,716
	単体自己資本比率	28.44%	27.53%	30.40%	31.84%
信 用 事 業	貯 金	196,226,282	193,407,113	198,066,315	191,999,669
	預 金	165,524,951	159,484,543	162,772,938	154,983,857
	貸 出 金	20,129,975	19,977,628	20,207,833	21,291,364
	有価証券	17,965,864	18,762,731	18,032,550	17,567,420
	国 債	5,978,090	6,446,960	6,447,440	6,310,810
	そ の 他	11,987,774	12,315,771	11,585,110	11,256,610
共 済 事 業	長期共済保有高	592,303,000	576,592,727	564,671,227	550,196,948
	短期共済新契約掛金	1,128,978	1,109,015	1,124,479	1,170,973
購 買 事 業	購買品供給取扱高	17,079,454	16,276,223	15,838,804	15,865,761
販 売 事 業	販売品販売取扱高	45,021,991	44,683,670	50,372,687	45,061,397
保 管 事 業	取 扱 高	5,149	4,926	4,365	4,362
指 導 事 業	支 出	115,602	111,930	128,135	137,470
	収 入	94,827	92,192	106,606	109,876
加 工 事 業	取 扱 高	544,084	426,404	246,313	205,597
利 用 事 業	取 扱 高	592,497	580,591	602,979	588,191
その他事業	取 扱 高	445,239	381,827	423,908	348,540

⑤組合が対処すべき重要な課題

農業を取り巻く環境は、肥料原料や燃油等の資材価格が高騰する一方で、販売価格への十分な転嫁が進んでおらず、農家経営は依然として厳しい状況が続いております。

また、JA経営においては、日本銀行によるマイナス金利政策の解除以降、他金融機関との貯金獲得競争の激化等により、信用事業および共済事業の収益減少が見込まれております。将来にわたり安定した経営を継続するためには、経済事業の経営改善に加え、機構改編や運営体制の見直し等、組織基盤の強化に向けた取り組みが必要となっております。

こうした中、これまで以上に組合員の意思反映を促進するとともに、引き続き「不断の自己改革」として、農家所得の向上、農業生産の拡大、健全で持続可能な農家経営の確保に取り組むことが重要な課題であります。

このような情勢のもと、JA愛知みなみは、経営理念および基本方針に基づき、組合員の皆様から信頼され、「ありがとう」と言われるJAを目指してまいります。

なお、農家所得の増大に関する事項、准組合員の意見等の事業運営への反映ならびに事業利用に関する事項につきましては、「自己改革工程表」に記載しております。

⑥その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

ア 業務の適正を確保するための体制

当組合では、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定及び見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報

告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。

- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ロンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ロンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合及び関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(運用状況について)

- ・基本理念およびコンプライアンス規程、倫理綱領、行動規範等を定め、役職員に法令等遵守を周知している。コンプライアンスにかかる具体的な実施計画として「全般統制整備」を毎年度策定し、その進捗状況を各部署が管理、定期的にコンプライアンス委員会にて協議・検討のうえ理事会へ報告している。また、重要な事実を発見した場合の監事・理事会への報告・協議体制を整備している。
- ・マネー・ロンダリング管理システムの導入により随時利用者の動向を注視し、金融犯罪防止の管理態勢を構築している。また、年2回理事会にてマネー・ロンダリングの状況報告することで理事の積極的な関与も図っている。
- ・組織内の「J A内部通報窓口」と組織外の「愛知県下 J Aホットライン」2つの相談窓口の設置・運営により、不法行為の早期発見および改善に努めている。
- ・取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制整備について、内部者取引管理規則を策定し、役職員への周知徹底により対応している。
- ・各事業部門から独立した内部監査部署にて、法令等遵守体制も含めた内部統制の適切性・有効性の検証・評価を実施している。監査の結果については、理事会に報告するとともに、不備事項については速やかに必要な対策を講じている。また、定期的な三者(監事、内部監査人、会計監査人)の打合せに加え、中央会業務監査との情報連携を図っている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

(運用状況について)

- ・文書管理規程に基づき、職務執行にかかる文書情報を適切に保存・管理している。
- ・情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針、関連規程等に基づき、重要情報を保存・管理し、重要性に応じてリスクの対応を図るとともに、サイバーセキュリティ事案の未然防止と発生時の迅速な復旧対応ができるよう態勢を整備している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

- ・組合をとりまく各リスクを把握、分析、評価し、重要なリスクを理事会で選定したうえで各リスクの指標を定め、そのモニタリングを行い四半期ごとに理事会に報告・協議している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

- ・職制規程の適宜見直しにより、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行している。また、第9次中期計画に基づく令和7年度事業計画(部門別計画含む)を策定し、月次で進捗管理している。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

(運用状況について)

- ・当組合では、監事監査を実効的なものとするため、理事会等の重要な会議を通じて、監事に対し情報提供を行うとともに、監事と代表理事との定期的な意見交換の場を設けている。また、内部監査部署は、監事との緊密な連携を通じて監査機能の実効性の向上に努めている。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。



事業報告書（第1号議案別紙）

② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。

③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

（運用状況について）

・子会社等において、当組合に準じた規程・マニュアル等を整備し、当組合の内部監査部署が監査を行うことにより業務執行の適正性・有効性を確保している。

・子会社管理規程に基づき、子会社等の管理業務を統括する総務部が、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努め、重要な事項については理事会に報告している。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。

② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。

③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。

④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

（運用状況について）

・経理規程や決算基準等を整備し、それらに基づき適切な会計処理を行っている。また、適切な財務諸表を作成する体制を構築するために、決算担当部署である総務部総務課に適切な人員を配置するとともに、外部研修への受講等により人材育成に取り組んでいる。

・財務諸表作成にかかる正確性を検証するために、チェックリスト方式による確認を行うとともに、内部監査部署が決算業務にかかる内部管理体制の適正性・有効性を検証している。これらの過程を経て、適切な財務情報とその適正性、内部監査の有効性について、毎年度、ディスクロージャー誌にて開示等を行っている。

8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

（運用状況について）

・県中央会の業務監査による経営上の重大なリスクに対する統制状況の検証、拠点往査等により、内部統制システムの運用状況について外部目線による評価を受けている。また、県中央会の業務監査の指摘事項について、改善に取り組むとともに、内部監査も活用してその改善状況をフォローしている。

・経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供および経営相談により早期にリスクを認識し、課題解決を図っている。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

（1）総代会の開催状況及び重要な事項の決議状況

第24回通常総代会

（令和7年6月24日午後1時30分開催）

総代会日現在総代数		499名
出席総代数	実際に出席した総代	358名
	代理人	—
	書面	79名
	計	437名

重要な議事及び決議事項

（1）報告事項1

令和6年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について

（2）決議事項

第1号議案 令和6年度の事業報告及び剰余金処分案について

第2号議案 令和7年度事業計画の設定について

第3号議案 令和7年度における理事及び監事の報酬額について

第4号議案 農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

附帯決議案 この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任する。

（3）報告事項2

J Aバンク基本方針の一部変更について

上記の議案については、原案のとおり承認可決されました。



(2) 組合員の状況

①組合員の数及びその増減

(単位：組合員数)

資 格 区 分		前期末	当 期 加 入	当 期 脱 退					当期末	増 減
				持分全部 の譲渡	資 格 喪 失	死亡又 は解散	除 名	合 計		
正組合員	個 人	5,236	106	26	15	123	—	164	5,178	▲ 58
	法人									
	農事組合法人	1	—	—	—	1	—	1	—	▲ 1
	その他の法人	80	1	—	—	1	—	1	80	—
准組合員	個 人	3,469	157	12	33	71	—	116	3,510	41
	農 事 組 合 法 人	11	—	—	—	—	—	—	11	—
	そ の 他 の 団 体	72	—	2	—	2	—	4	68	▲ 4
合 計		8,869	264	40	48	198	—	286	8,847	▲ 22
摘 要		1. 当期末正組合員戸数 4,736戸 2. 当期末准組合員戸数 3,039戸								

②出資口数とその増減、その他の出資の状況

(単位：口)

資 格 区 分		前期末	当期増加	当期減少	当期末
正組合員	個 人	1,888,822	34,000	72,886	1,849,936
	法人				
	農事組合法人	400	—	400	—
	その他の法人	11,811	180	200	11,791
計		1,901,033	34,180	73,486	1,861,727
准組合員	個 人	603,000	29,131	17,070	615,061
	農 事 組 合 法 人	5,741	—	—	5,741
	そ の 他 の 団 体	16,693	—	568	16,125
	計	625,434	29,131	17,638	636,927
処分未済持分		2,513	5,006	2,513	5,006
合 計		2,528,980	68,317	93,637	2,503,660
摘 要		(1) 出資1口金額 500円			
		(2) 当期末払込済出資総額 1,251,830,000円			
		(3) 1正組合員当たり出資金額 177,037円			
		(4) 1組合員の持口最高限度 1,000口			
		(農事組合法人等 6,000口)			

(3) 役員の状況

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他	農協法第30条第12項に基づく要件
代表理事組合長	鈴木 照彦	常 勤	有		認定農業者
代表理事専務	間瀬 浩文	常 勤	有	管理・生活担当	認定農業者
常務理事	小久保 禮次	常 勤	無	経済担当	認定農業者
常務理事	森下 健一	常 勤	無	信用・共済担当 (農協法第30条第3項に規定される理事)	実践的能力者
理 事	西山 直司	非常勤	無	総務	実践的能力者
理 事	藤井 啓一	非常勤	無	経済	認定農業者
理 事	山田 秀幸	非常勤	無	金融共済	認定農業者
理 事	長神 朋尚	非常勤	無	総務	認定農業者
理 事	河合 年宏	非常勤	無	経済	実践的能力者
理 事	伊藤 和彦	非常勤	無	総務	認定農業者
理 事	鈴木 久永	非常勤	無	経済	認定農業者
理 事	河合 毅司	非常勤	無	金融共済	
理 事	杉浦 正浩	非常勤	無	総務	認定農業者



事業報告書（第1号議案別紙）

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他	農協法第30条第12項に基づく要件
理 事	片 山 悦 司	非常勤	無	総務	認定農業者
理 事	井 本 哲 史	非常勤	無	経済	認定農業者
理 事	川 口 喜 史	非常勤	無	総務	認定農業者
理 事	河 合 秀 敏	非常勤	無	金融共済	認定農業者
理 事	花 井 弘	非常勤	無	経済	認定農業者
理 事	渡 邊 康 宏	非常勤	無	金融共済	認定農業者
理 事	杉 原 桂 子	非常勤	無	総務	実践的能力者
理 事	山 本 恵 美 子	非常勤	無	経済	実践的能力者
理 事	齋 藤 佐 知 子	非常勤	無	金融共済	
理 事	橋 本 美 和	非常勤	無	金融共済	実践的能力者
代表監事	中 村 孝 司	非常勤			
常勤監事	鈴 木 勝 年	常 勤		(農協法第30条第15項の常勤監事)	
監 事	仲 谷 陽 子	非常勤		(農協法第30条第14項の員外監事)	
監 事	鈴 木 利 昌	非常勤			
監 事	杉 浦 英 人	非常勤			
監 事	河 合 芳 広	非常勤			

(注) 1. 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者15名、農業協同組合法（以下、「農協法」という。）第30条第12項第2号で定める実践的能力者6名の計21名により、農協法第30条第12項の要件を満たしております。

2. 理事のうち、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者（実践的能力者）は次のとおりです。当該理事については、経験や実績等から、当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。

- ① 生産部会の代表者又は代表者であった者 ② 農業委員会の委員経験者
③ 農業協同組合（連合会含む）に従事した者 ④ 当組合の常勤理事経験者

3. 当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。

（４）職員の状況

①職員数の増減、その他職員の状況

（単位：人）

区 分	前期末	当期増加	当期減少	当期末
職員数				
一 般 職 員	523	22	28	517
営 農 指 導 員	11	2	3	10
合 計	534	24	31	527
うち常勤嘱託	72	4	12	64
うち出向者	2	—	—	2

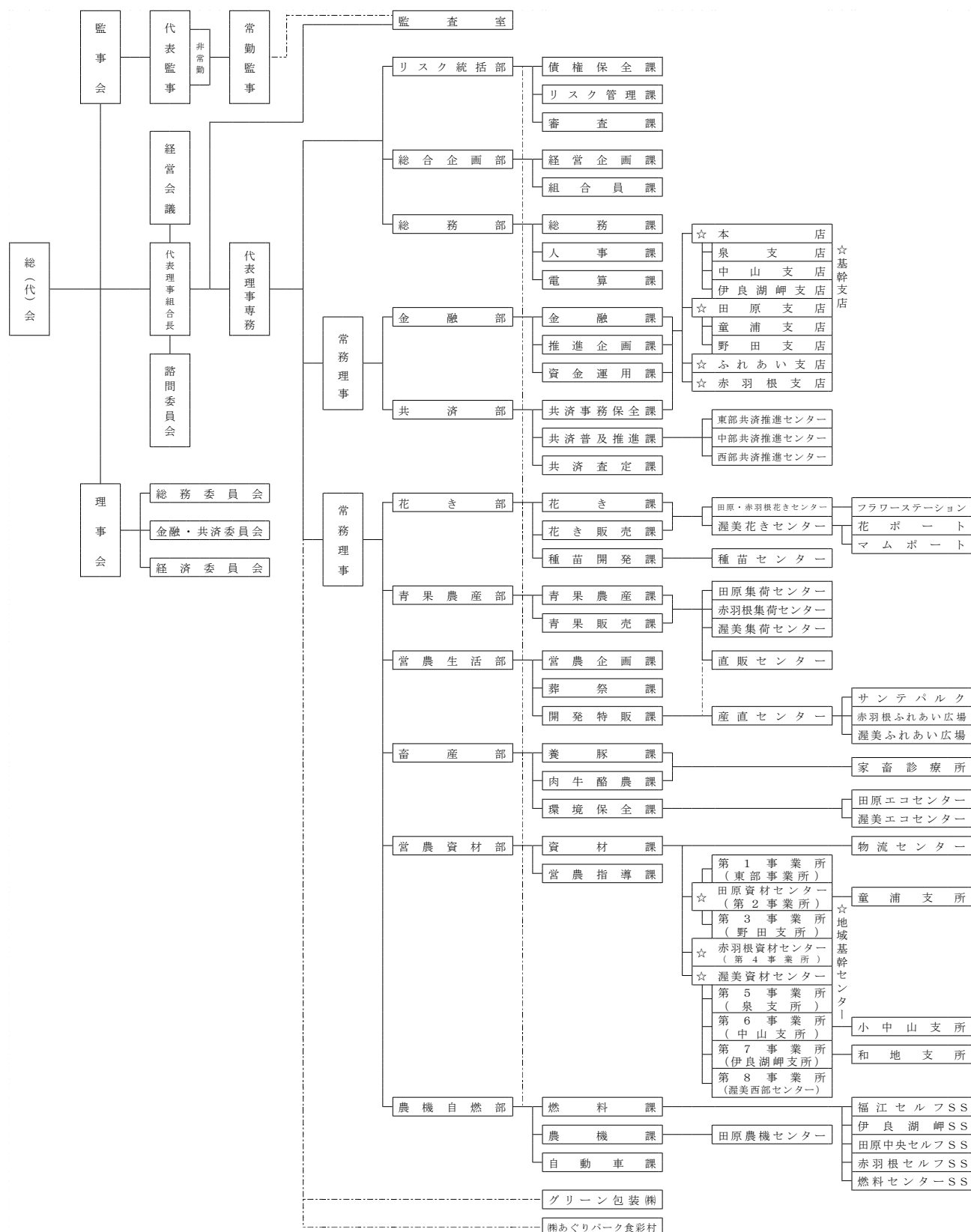
(注) 職員数は出向者、退職者及び常勤嘱託等を含んでおり、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を含んでいません。



(5) 組織の構成

①組合の機構

令和8年度 組織の機構

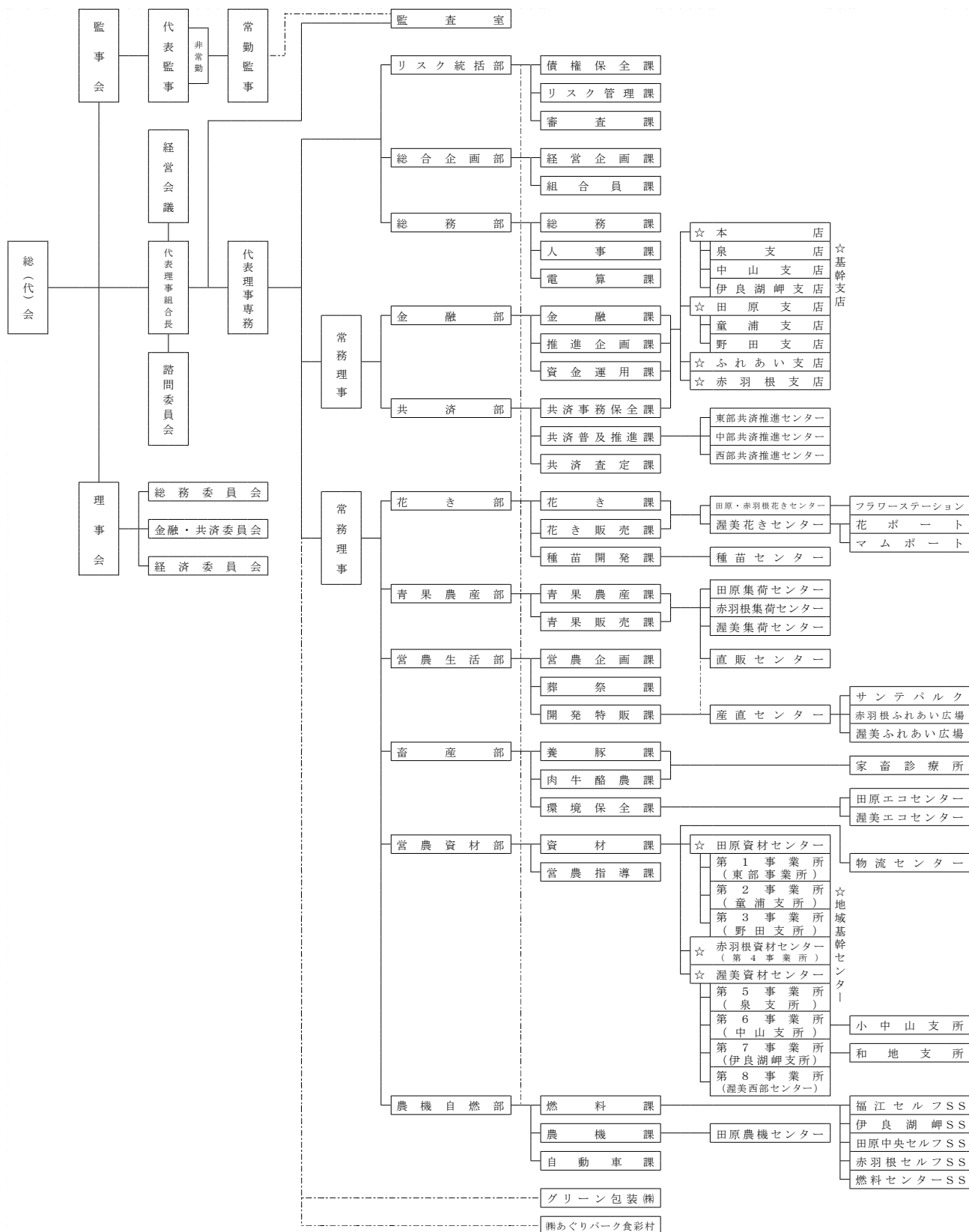


令和8年4月1日現在



事業報告書（第1号議案別紙）

令和7年度末日における組織の機構



令和8年3月31日現在



②組合員組織

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
青年部	89 名	女性部	95 名	トマト部会	148 名
ミニトマト部会	75 名	アールスメロン部会	73 名	キャベツ部会	340 名
露地メロン部会	72 名	スイカ部会	26 名	果樹部会	51 名
イチゴ部会	21 名	洋菜部会	192 名	スイートコーン部会	17 名
つまもの部会	8 名	輪菊部会	616 名	スプレーマム部会	73 名
バラ部会	13 名	洋花部会	88 名	鉢物部会	120 名
肉牛部会	35 名	田原酪農部会	7 名	赤羽根酪農部会	6 名
養豚部会	23 名	やしの実の会	6 名	こぶしの会	21 名
菜の花会	329 名	(注) 当組合の組合員組織を記載しています。 25 組織 2,544 名			

(6) 施設の設置状況

①組合の施設の状況

種 別	名 称	面 積	所 在 地	摘 要
事 務 所	本店	5,016㎡	田原市古田町岡ノ越	
	田原支店	1,231㎡	田原市田原町巴江	
	童浦支店	322㎡	田原市浦町大坂	
	野田支店	355㎡	田原市野田町籠田	
	ふれあい支店	704㎡	田原市神戸町堀池	
	赤羽根支店	754㎡	田原市赤羽根町於三畑	
	泉支店	509㎡	田原市江比間町女郎川	
	中山支店	233㎡	田原市中山町大堀	
	伊良湖岬支店	365㎡	田原市堀切町浜畑	
店 舗 事 務 所	田原資材センター	1,370㎡	田原市加治町稲場	
	東部事業所	1,643㎡	田原市六連町昭栄	
	赤羽根資材センター	1,676㎡	田原市赤羽根町新田	
	渥美資材センター	2,280㎡	田原市福江町清水塚	
	泉支所	2,043㎡	田原市江比間町女郎川	
	中山支所	747㎡	田原市中山町清水	
	小中山支所	1,162㎡	田原市小中山町八幡上	
	渥美西部センター	1,028㎡	田原市亀山町五斗山	
	伊良湖岬支所	1,003㎡	田原市堀切町浜畑	
	和地支所	374㎡	田原市和地町下大道	
	畜産センター	935㎡	田原市田原町ニツ坂	
	田原農機センター	1,473㎡	田原市加治町稲場	
	農機自動車整備センター	1,870㎡	田原市高木町中原	S 55補助事業
	産直センター	1,108㎡	田原市野田町芦ヶ池	
	赤羽根ふれあい広場	220㎡	田原市赤羽根町諏訪	
	渥美ふれあい広場	163㎡	田原市福江町仲田	
給 油 所	田原中央 S S	664㎡	田原市東赤石二丁目	
	赤羽根 S S	386㎡	田原市赤羽根町諏訪	
	福江 S S	241㎡	田原市福江町仲田	
	伊良湖岬 S S	150㎡	田原市堀切町浜畑	
	燃料センター	257㎡	田原市大久保町権沢	
販売施設	田原総合営農センター	13,848㎡	田原市加治町稲場	S 61補助事業
	フラワーステーション	6,190㎡	田原市赤羽根町太田	H 19補助事業
	フラワーステーションバラ施設	2,819㎡	田原市赤羽根町太田	R 4 補助事業
	赤羽根集荷センター	2,947㎡	田原市赤羽根町新田	S 52補助事業
	赤羽根鉢物集荷場	1,294㎡	田原市赤羽根町太田	H 1・2 補助事業
	花ポート	6,839㎡	田原市長沢町中明	H 12補助事業
	花ポート冷蔵施設	506㎡	田原市長沢町中明	H 24補助事業
	花ポート冷蔵施設	656㎡	田原市長沢町中明	R 4 補助事業
	マムポート	6,992㎡	田原市長沢町中明	H 8 補助事業
	渥美鉢物集荷場	3,950㎡	田原市堀切町西猫池	H 1 補助事業
	旧トムポート	2,812㎡	田原市長沢町大鹿	H 8 補助事業



事業報告書（第1号議案別紙）

種 別	名 称	面 積	所 在 地	摘 要
販売施設	トマトメロン集出荷施設	5,600㎡	田原市福江町片背山	H27補助事業
	大坂予冷库	1,636㎡	田原市福江町片背山	S60補助事業
	ミニトマト集荷場	720㎡	田原市福江町片背山	S63補助事業
	大坂冷蔵庫	1,060㎡	田原市長沢町大鹿	S52補助事業
	渥美西部集荷場	2,440㎡	田原市亀山町五斗山	
	渥美西部集荷場真空予冷棟	824㎡	田原市亀山町五斗山	
	中山地域集荷場	3,902㎡	田原市中山町清水	H6補助事業
利用施設	田原ライスセンター	3,085㎡	田原市野田町籠田	S42・H28補助事業
	旧渥美ライスセンター	810㎡	田原市福江町片背山	S61補助事業
	田原精米センター	1,275㎡	田原市野田町新夕野	
	赤羽根農業技術センター	1,035㎡	田原市赤羽根町新田	S62補助事業
	種苗センター	320㎡	田原市堀切町植松	S62補助事業
	田原エコセンター	9,744㎡	田原市野田町比留輪	H12-14補助事業
	渥美エコセンター	4,167㎡	田原市小塩津町為原	H10補助事業
葬祭施設	葬祭事務所	487㎡	田原市東赤石二丁目	
	セレモニーホール田原	522㎡	田原市田原町西山口	
	セレモニーホール渥美	751㎡	田原市福江町仲田	
そ の 他	田原農業倉庫	1,016㎡	田原市野田町籠田	
	加工センター	459㎡	田原市赤羽根町於三畑	
	グリーン包装株式会社	2,193㎡	田原市田原町桜台	
合 計			61箇所	

②共済事業の委託施設の状況

ア. 代理業者数の推移

項 目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	50	4	3	51

（注）当期増加及び当期減少の3件については、個人代理業者の代替わりが行われたことによるものです。

イ. 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店	バックヤード	田原市保美町沢181-3	自動車修理業

（7）子会社等の状況

会 社 名	グリーン包装株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 牧野 健司
設 立 年 月 日	昭和63年4月1日
所 在 地	愛知県田原市田原町桜台58番地
主 要 な 事 業 内 容	（1）段ボールケースの製造販売
	（2）（1）に付帯する一切の業務
施 設 の 概 要	鉄骨造スレート葺平屋建て 2,193㎡
資 本 金 総 額	1,000万円（200株）
当組合の議決権比率	60%
（保有議決権数／総議決権数）	（120株／200株）

会 社 名	株式会社 J A あぐりパーク食彩村
代 表 者 名	代表取締役 伊藤 友之
設 立 年 月 日	平成20年7月4日
所 在 地	愛知県豊橋市東七根町字一の沢113番地
主 要 な 事 業 内 容	農産物、畜産物の加工、販売 ほか
施 設 の 概 要	鉄骨造平屋建て 1,286㎡
資 本 金 総 額	5,000万円（1,000株）
当組合の議決権比率	25%
（保有議決権数／総議決権数）	（250株／1,000株）



令和7年度〔令和8年3月31日現在〕貸借対照表

(愛知みなみ農業協同組合)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 信用事業資産	196,225,777	1. 信用事業負債	193,183,666
(1) 現金	1,303,835	(1) 貯金	191,999,669
(2) 預金	154,983,857	(2) 借入金	583,184
系統預金	154,968,334	(3) その他の信用事業負債	600,812
系統外預金	15,522	未払費用	178,674
(3) 有価証券	17,567,420	その他の負債	422,137
国債	6,310,810	2. 共済事業負債	928,892
地方債	4,771,810	(1) 共済資金	542,477
政府保証債	1,245,140	(2) 未経過共済付加収入	374,291
社債	4,962,560	(3) 共済未払費用	7,602
株式	77,187	(4) その他の共済事業負債	4,520
受益証券	199,913	3. 経済事業負債	2,036,870
(4) 貸出金	21,291,364	(1) 経済事業未払金	1,628,915
(5) その他の信用事業資産	1,192,522	(2) 経済受託債務	110,253
未収収益	1,127,768	(3) その他の経済事業負債	297,701
その他の資産	64,754	4. 雑負債	866,177
(6) 貸倒引当金	▲ 113,223	(1) 未払法人税等	7,748
2. 共済事業資産	32,671	(2) その他の負債	858,428
(1) その他の共済事業資産	32,671	5. 諸引当金	565,370
3. 経済事業資産	5,974,514	(1) 賞与引当金	269,188
(1) 経済事業未収金	4,594,626	(2) 役員退職慰労引当金	36,724
(2) 経済受託債権	100,950	(3) 特例業務負担金引当金	259,457
(3) 棚卸資産	985,234	負債の部合計	197,580,977
購買品	903,083	(純資産の部)	
その他の棚卸資産	82,150	1. 組合員資本	26,642,463
(4) その他の経済事業資産	449,395	(1) 出資金	1,251,830
(5) 貸倒引当金	▲ 155,690	(2) 利益剰余金	25,393,136
4. 雑資産	767,652	利益準備金	5,467,798
5. 固定資産	6,400,753	その他利益剰余金	19,925,338
(1) 有形固定資産	6,307,131	特別積立金	11,140,713
建物	9,302,140	税効果調整積立金	188,891
機械装置	3,684,030	施設整備等積立金	2,740,000
土地	2,296,646	リスク対策積立金	4,790,000
リース資産	84,499	合併記念事業積立金	50,000
その他の有形固定資産	2,258,597	当期末処分剰余金	1,015,734
減価償却累計額	▲ 11,318,783	(うち当期剰余金)	620,184
(2) 無形固定資産	93,621	(3) 処分未済持分	▲ 2,503
6. 外部出資	10,657,440	2. 評価・換算差額等	▲ 3,970,747
系統出資	10,444,070	(1) その他有価証券評価差額金	▲ 3,970,747
系統外出資	194,870	純資産の部合計	22,671,716
子会社等出資	18,500		
7. 前払年金費用	4,991		
8. 繰延税金資産	188,891		
資産の部合計	220,252,693	負債及び純資産の部合計	220,252,693



令和7年度〔令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで〕損益計算書

(愛知みなみ農業協同組合)

(単位：千円)

科 目	金 額	
1. 事業総利益		5,929,665
事業収益	17,499,732	
事業費用	11,570,066	
(1) 信用事業収益	1,704,161	
資金運用収益	1,625,598	
(うち預金利息)	(1,221,850)	
(うち有価証券利息)	(141,710)	
(うち貸出金利息)	(230,105)	
(うちその他受入利息)	(31,931)	
役務取引等収益	61,918	
その他事業直接収益	1,657	
その他経常収益	14,988	
(2) 信用事業費用	517,989	
資金調達費用	411,225	
(うち貯金利息)	(405,212)	
(うち給付補填備金繰入)	(623)	
(うち借入金利息)	(2,356)	
(うちその他支払利息)	(3,032)	
役務取引等費用	19,402	
その他事業直接費用	37,062	
その他経常費用	50,297	
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 4,054)	
(うち貸倒損失)	(537)	
信用事業総利益		1,186,172
(3) 共済事業収益	1,017,777	
共済付加収入	937,569	
その他の収益	80,208	
(4) 共済事業費用	44,453	
共済推進費	39,818	
その他の費用	4,634	
共済事業総利益		973,324
(5) 購買事業収益	11,920,451	
購買品供給高	11,439,463	
購買手数料	332,789	
その他の収益	148,198	
(6) 購買事業費用	10,187,878	
購買品供給原価	10,089,074	
購買品供給費	110,962	
その他の費用	▲ 12,159	
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 21,897)	
購買事業総利益		1,732,573
(7) 販売事業収益	1,955,601	
販売手数料	1,388,011	
その他の収益	567,590	
(8) 販売事業費用	234,964	
販売費	202,976	
その他の費用	31,987	
(うち貸倒引当金繰入額)	(283)	
販売事業総利益		1,720,637
(9) 保管事業収益	4,362	
(10) 保管事業費用	122	
保管事業総利益		4,239
(11) 加工事業収益	205,597	
(12) 加工事業費用	88,591	
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 886)	
加工事業総利益		117,005
(13) 利用事業収益	588,191	
(14) 利用事業費用	477,263	
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 989)	
利用事業総利益		110,927



科 目	金 額	
(15) 葬祭事業収益	339,545	
(16) 葬祭事業費用 (うち貸倒引当金戻入益)	229,900 (▲ 180)	
葬祭事業総利益		109,645
(17) 資産管理事業収益	1,419	
(18) 資産管理事業費用	134	
資産管理事業総利益		1,285
(19) その他事業収益	1,802	
(20) その他事業費用 (うち貸倒引当金戻入益)	355 (▲ 91)	
その他事業総利益		1,446
(21) 指導事業収入	109,876	
(22) 指導事業支出	137,470	
指導事業収支差額		▲ 27,594
2. 事業管理費		5,383,417
(1) 人件費	3,676,819	
(2) 業務費	310,204	
(3) 諸税負担金	173,092	
(4) 施設費	1,216,590	
(5) その他事業管理費	6,709	
事業利益		546,248
3. 事業外収益		192,021
(1) 受取雑利息	13,435	
(2) 受取出資配当金	109,626	
(3) 賃貸料	19,008	
(4) 雑収入	49,950	
4. 事業外費用		39,062
(1) 寄付金	721	
(2) 雑損失	38,340	
経常利益		699,206
5. 特別利益		56,664
(1) 固定資産処分益	749	
(2) 旧本店整備関連収入	55,914	
6. 特別損失		61,307
(1) 固定資産処分損	38,809	
(2) 固定資産減損損失	14,037	
(3) 旧本店整備関連損失	8,460	
税引前当期利益		694,563
法人税、住民税及び事業税	14,723	
法人税等調整額	59,655	
法人税等合計		74,379
当期剰余金		620,184
当期首繰越剰余金		265,894
施設整備等積立金取崩額		60,000
リスク対策積立金取崩額		10,000
税効果調整取崩額		59,655
当期末処分剰余金		1,015,734



令和7年度剰余金処分案（第1号議案別紙）

令和7年度 剰余金処分案

（単位：円）

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	1,015,734,044
2. 剰余金処分量	794,952,045
(1) 任意積立金	470,000,000
施設整備等積立金	260,000,000
リスク対策積立金	210,000,000
(2) 出資配当金	24,952,045
(3) 事業分量配当金	300,000,000
3. 次期繰越剰余金	220,781,999

（注）1. 出資配当は年2%の割合です。

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

(1) 信用事業 貯金平均残高に対して配当	76,300,000円
〔 当座性貯金平均残高 10,000円に対し 1.44円 〕	
〔 定期性貯金平均残高 10,000円に対し 7.40円 〕	
(2) 共済事業 長期共済保有高に対して配当	76,300,000円
〔 長期共済保有高 100,000円に対し 15.87円 〕	
〔 年金共済（年金年額） 100,000円に対し 15.87円 〕	
(3) 購買事業 供給高に対して配当	89,400,000円
〔 供給高（一部品目は除外） 10,000円に対し 65.13円（平均） 〕	
(4) 販売事業 受入高に対して配当	58,000,000円
〔 受入高（一部品目は除外） 10,000円に対し 14.30円（平均） 〕	

3. 任意積立金のうち、目的積立金の種類、積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額、剰余金処分後積立額は次のとおりです。

なお、施設の更新・整備等に備えるとともに、近年の建築資材価格の高騰等を踏まえ、施設整備等積立金について前年までの積立目標額30億円から50億円に増額しています。加えて、経済動向に伴う債券価格の変動や大規模自然災害等による損害に備えるため、リスク対策積立金について前年までの積立目標額50億円から80億円に増額しています。

（単位：千円）

種 類	目的、積立基準及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
施設整備等積立金	中長期的に予定する施設取得、既存施設の修繕整備ならびに情報システム開発、更新、利用および機器取得などの投資に備え積み立てを行い、これに伴う多額の費用・損失が生じた場合、自己資金相当額を理事会の決議により取り崩す。	5,000,000	3,000,000
リスク対策積立金	経済動向の悪化等に伴う債権の貸倒や有価証券・固定資産の減損・除却・処分、地震・台風等の大規模自然災害、法令改正、会計基準の変更等による多額の損失の発生に備えて相当額を積み立てる。多額の被害、賠償及び損失が発生した場合に相当額以内で理事会の決議を経て取り崩す。また、予期せぬ災害等による管内農家の農業経営に危機的な影響が出た場合の農家支援を行うために積み立てる。支援措置を行った場合に相当額以内で理事会の決議を経て取り崩す。	8,000,000	5,000,000
合併記念事業積立金	合併記念事業に要する費用の資金準備のため積み立てを行い、実施した年度に相当額を取り崩す。	50,000	50,000
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を留保するために積み立てを行う。法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取り崩す。		188,891

4. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額50,000千円が含まれています。



独立監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和8年5月26日

愛知みなみ農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人
東京都港区

指定社員	公認会計士	高橋	浩彦
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	乗松	敏隆
業務執行社員			

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、愛知みなみ農業協同組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書並びに事業別の明細である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる



独立監査人の監査報告書謄本

会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、愛知みなみ農業協同組合の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの令和 7 年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



監事の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人等及び愛知県農業協同組合中央会と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月28日

愛知みなみ農業協同組合

代表監事	中村孝司	印
常勤監事	鈴木勝年	印
監事	鈴木利昌	印
監事	杉浦英人	印
監事	河合芳広	印
監事	仲谷陽子	印

監事仲谷陽子は農協法第30条第14項に定める員外監事です。



令和7年度〔令和7年4月1日から令和8年3月31日まで〕部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活 その他事業	営農指導 事業	共通 管理費等
事業収益①	17,848,788	1,704,161	1,017,777	11,725,781	3,291,190	109,876	
事業費用②	11,919,122	517,989	44,453	8,649,985	2,569,224	137,470	
事業総利益③ (①－②)	5,929,665	1,186,172	973,324	3,075,796	721,966	▲ 27,594	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑥)	5,383,417 (634,626) (3,676,819)	898,835 (68,091) (571,128)	643,336 (35,831) (528,246)	3,013,238 (499,094) (1,921,211)	559,314 (24,600) (422,982)	268,691 (7,007) (233,250)	
＊うち共通管理費⑦ (うち減価償却費⑧) (うち人件費⑨)		132,634 (9,110) (67,199)	88,170 (6,056) (44,672)	413,306 (28,390) (209,403)	76,142 (5,230) (38,577)	20,134 (1,383) (10,201)	▲ 730,388 (▲ 50,172) (▲ 370,054)
(教育情報繰越金充当額⑩)	(50,000)				—	(50,000)	
事業利益 ⑪(③－④)	546,248	287,337	329,987	62,557	162,651	▲ 296,285	
(教育情報繰越金充当後 事業利益)⑫(⑩＋⑪)	(596,248)	(287,337)	(329,987)	(62,557)	(162,651)	(▲ 246,285)	
事業外収益⑬	192,021	29,409	19,831	114,578	23,755	4,446	
＊うち共通分⑭		29,288	19,470	91,267	16,813	4,446	▲ 161,287
事業外費用⑮	39,062	3,912	2,410	24,078	7,787	873	
＊うち共通分⑯		3,499	2,326	10,906	2,009	531	▲ 19,273
経常利益⑰ (⑪＋⑬－⑮)	699,206	312,834	347,409	153,056	178,619	▲ 292,713	
特別利益⑱	56,664	10,153	6,749	32,390	5,828	1,541	
＊うち共通分⑲		10,153	6,749	31,640	5,828	1,541	▲ 55,914
特別損失⑳	61,307	11,370	5,680	32,811	10,178	1,267	
＊うち共通分㉑		8,349	5,550	26,018	4,793	1,267	▲ 45,978
税引前当期利益㉒ (⑰＋⑱－㉑)	694,563	311,617	348,478	152,636	174,270	▲ 292,439	
営農指導事業分配賦額㉓		58,228	47,780	150,989	35,440	▲ 292,439	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益㉔ (㉒－㉓)	694,563	253,389	300,698	1,646	138,829		

＊⑦、⑭、⑯、⑲、㉑は、各事業に直課できない部分

(注) 農協法施行規則の改正により、損益計算書には各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しておりますが、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」については、各事業相互間の内部損益を控除していないため、金額は一致しません。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 … (配置人員構成比＋人件費を除いた事業管理費構成比＋事業総利益構成比)／3
- (2) 営農指導事業 … 各事業総利益構成比

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：％)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	18.16	12.07	56.59	10.42	2.76	100.00
営農指導事業	19.91	16.34	51.63	12.12	—	100.00

3. 教育情報繰越金充当額50,000千円については、営農指導、生活・文化改善の事業費用に充てるため、農協法の定めにより前年度の剰余金から繰り越したものです。当年度の直接的収益ではないため、括弧書きで表示しています。



宅地等供給事業実施規程の一部変更について(第2号議案別紙)

1. 変更の理由

宅地等供給事業実施規程の制定以後一定の期間が経過し、組合員の世代交代が進む中、相続や婚姻、公共事業による代替地取得等により事業実施地区外の農地を所有する組合員も増えている。

こうした変化をふまえ、事業の実施地区を拡大することで、効率的に組合員の依頼に対応することを目的に、同規程の一部変更を行う。

2. 主な変更内容

・事業の実施地区(第4条)

当組合と隣接する他の組合との協議について、これまで必須とされていた事前の協議要件を緩和する条文へと変更する(第2項)。

また、当組合と隣接していない他の組合の地区について、一部事業を可能とする条文を追加する(第3項)。

・その他(第4条第1項、第5条、第7条)

表現の見直しや語句の追記・修正等軽微な変更を行う。

3. 宅地等供給事業実施規程変更新旧対照表

(下線部は変更箇所)

新	旧
(事業の実施地区) 第4条 この組合の行う宅地等供給事業実施地区は、<u>当該組合の定款に定める区域とする。</u> 2 この組合は、<u>前項の規定にかかわらず</u>、組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、<u>必要に応じて当該組合と協議の上で</u>、宅地等供給事業を実施することができる。 <u>3 この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員が自らの組合および隣接する他の組合以外の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、第2条第1号の事業に限り、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。</u> (事業の実施) 第5条 1～3 (略) 4 この組合は、第2項第1号の開発計画の設定その他宅地等供給事業に関しては県及び<u>市</u>の都市計画、住宅、宅地、農業等の担当部局と連絡調整を図るものとし、県及び<u>市</u>の建設に関する基本構想、都市計画法(<u>昭和43年法律第100号</u>)による都市計画、農業振興地域の整備に関する法律(<u>昭和44年法律第58号</u>)による農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画と調和が保たれるよう留意するものとする。 (貸付け売渡しの相手方) 第7条 この組合が宅地等供給事業を行う場合には、宅地建物取引業法(<u>昭和27年法律第176号</u>)第3条第1項の免許を受けている者(以下「宅地建物取引業者」という。)以外の者であつて転用相当農地等又は住宅その他の施設を	(事業の実施地区) 第4条 この組合の行う宅地等供給事業の<u>実施地区</u>は<u>定款第3条の区域とする。</u> 2 この組合の組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、宅地等供給事業を実施することができる。<u>この場合においては、あらかじめ当該組合と協議するものとする。</u> (追加) (事業の実施) 第5条 1～3 (略) 4 この<u>場合</u>は、第2項第1号の開発計画の設定その他宅地等供給事業に関しては県及び<u>市</u>の都市計画、住宅、宅地、農業等の担当部局と連絡調整を図るものとし、県及び<u>市</u>の建設に関する基本構想、都市計画法による都市計画、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画と調和が保たれるよう留意するものとする。 (貸付け売渡しの相手方) 第7条 この組合が宅地等供給事業を行う場合には、宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている者(以下「宅地建物取引業者」という。)以外の者であつて転用相当農地等又は住宅その他の施設を自ら使用するものをその貸付け又は



宅地等供給事業実施規程の一部変更について(第2号議案別紙)

新	旧
自ら使用するものをその貸付け又は売渡しの相手方とするものとする。 2 ただし、これらの者に該当しない場合であっても、次に掲げる者は、これを転用相当農地等の貸付け又は売渡しの相手方とすることができる。 (1)～(4) (略) 3 <u>前2項</u>の規定にかかわらず、第2条第1号の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法第7条第2項に定める市街化区域内に所在する場合については、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができるものとする。ただし、この組合が、当該事業年度の前3ヶ年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合は、この限りではない。	売渡しの相手方とするものとする。 ただし、これらの者に該当しない場合であっても、次に掲げる者は、これを転用相当農地等の貸付け又は売渡しの相手方とすることができる。 (1)～(4) (略) 2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、第2条第1号の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法<u>(昭和43年法律第100号)</u>第7条第2項に定める市街化区域内に所在する場合については、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができるものとする。ただし、この組合が、当該事業年度の前3ヶ年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合は、この限りではない。

附則

- 1 この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。

・ 令和 8 年度 ・

事業計画書

(第 3 号議案別紙)

令和 8 年 4 月 1 日



令和 9 年 3 月 3 1 日まで



令和8年度事業計画書（第3号議案別紙）

基本方針

日本経済は、賃金上昇の動きはみられるものの、地政学的リスクの高まりや急激な円安により原材料価格の高騰・高止まりの影響が続く、消費動向にも不安定な要素が見受けられます。

金融情勢においては、日銀のマイナス金利政策解除以降、他金融機関との競争が激化し、長く続いた超低金利環境下を前提としたビジネスモデルからの転換を迫られております。

農業をめぐる情勢では、生産者の高齢化や後継者不足、若者の農業離れをはじめとした生産基盤の弱体化が危ぶまれています。また、気候変動による農畜産物の生育環境・収量確保においても悪影響を及ぼし、生産資材を始めとする各種原材料価格の上昇基調は継続しており、農業経営において厳しい状況が続いております。

J A経営につきましても、仕入れ価格の高騰や人員不足等による影響は拡大し、今後も収益減少が予測されます。

このような情勢下、J A愛知みなみの経営理念の基本方針のもと、自己改革の柱である「農家所得増大」に加えて「持続可能な農業の実現」に向け、集出荷場の整備などの将来を見据えた戦略的な設備投資や機構改革を行うなど、組合員・農家の皆様が安心して利用・生産・出荷していただける環境づくりに、役職員一丸となり積極的に取り組んでまいります。

今後も、現在進行中の第9次中期経営計画を着実に実践し、その達成を目指して事業運営に取り組み、組合員の皆様から信頼され「ありがとう」と言ってもらえるJ Aを目指してまいります。

【監査室】

■事業方針

内部監査を通じて、業務の適切性・有効性を検証し、指摘事項等問題点に対して改善方法の助言・提案を行うことにより、内部統制の強化を図ってまいります。

監事監査、会計監査人監査及び中央会監査との連携により、効率的・効果的な内部監査に努めるとともに職員のスキルアップによる内部監査の品質向上を目指してまいります。

◆重点施策と具体策

1. 効率的・効果的な内部監査の実施及び監査品質維持・向上	(1) 内部統制運用状況の検証を通じ、事務の効率化、合理化への助言提案を行います。
	(2) 監事監査、会計監査人監査及び中央会等と連携し内部統制の運用状況を確認します。
	(3) 検出事項の原因分析と再発防止策の支援による分析型監査への移行を検証します。
	(4) 職員の専門的知識の習得、監査技法の向上に努めます。
	(5) リスクアプローチ監査を実施します。
	(6) 過去の指摘事項、リスク評価を参考とした監査項目を設定します。
2. 3線モデルに基づく内部統制整備	(1) 第1線、第2線のディフェンスラインの評価方法を検証します。

【リスク統括部】

■事業方針

債権保全業務では、債権の保全管理体制を強化し、特に延滞3ヶ月以上の債権に対して保全に取り組んでまいります。

リスク管理業務では、コンプライアンス意識の醸成、全般統制整備取組事項の実践、3線モデルの定着を図ることにより、内部管理態勢強化に取り組んでまいります。

貸出審査業務では、審査体制の充実を図り厳格な貸出審査をしてまいります。

また、資産自己査定二次査定部署及び統括部署として、査定実施部署への指導とともに厳格な資産自己査定を実施してまいります。

以上の事業方針により組合運営の健全性・信頼性の向上を図ってまいります。

◆重点施策と具体策

1. 債権保全に向けた取り組み	(1) 購買未収金取扱マニュアルを状況に応じて改正して実践します。
	(2) 未収金管理部署による債権管理、回収能力を高めるための指導を行います。
2. 内部管理態勢強化・役職員のコンプライアンス意識の醸成	(1) 全般統制整備取組事項の策定・進捗管理により、3線モデルの定着を通じて、内部管理態勢強化を図ります。
	(2) 役職員へコンプライアンスや全般統制の取り組みを周知し、コンプライアンス意識の向上を図ります。
3. 信用リスク管理態勢の充実及び強化	(1) 資産自己査定研修会を実施します。
	(2) 長期延滞債務者に対する面談計画の策定及び計画に沿った面談・督促を管理・指導します。

【総合企画部】

■事業方針

安定利益を継続的に確保するため、各部署が掲げた中期計画・事業計画の総合的な進捗管理と事業調整機能を発揮し、計画達成に努めてまいります。また、中長期的な将来を見据えた組合施設の整備に取り組み、経営基盤の強化と経営健全を図ってまいります。

広報活動においては、組合員向け広報誌「みなみ」やホームページ・SNS、メディア等を活用し、タイムリーで正確な情報発信・提供と産地PRなどのイベント活動を通して地域貢献を目指し、JAと農業の理解促進に努めてまいります。また、組合員訪問日における職員の誤配布等のリスクを低減するよう管理の徹底を図ってまいります。

◆重点施策と具体策

1. 持続可能な経営基盤確立・強化への取り組み	(1) 中期経営計画・事業計画の達成に向け、実施状況の進捗管理により着実な実践を促します。
	(2) 損益シミュレーション等を活用し事業検証や損益改善に向け各部門と協議検討し、収支改善に取り組みます。
	(3) 各部門の業務改善や業務連携・効率向上に向け、機構改編や運営体制見直しなど組織基盤強化への実施を行います。
2. 中長期的な将来を見据えた組合施設の整備	(1) 組合員アンケートの実施や該当部署との連携により、JAを取り巻く環境を把握し、計画的な施設整備の検討・実施に取り組みます。
3. 広報誌・ホームページの充実	(1) JAや地域農業への理解促進に向け、広報誌・ホームページ・SNSの連携とタイムリーな情報提供を展開し内容の充実を図ります。
	(2) 広報誌の配布体制や訪問日管理について課題を把握し、更なる改善に向けて取り組みます。
4. イベント・健康管理活動の充実	(1) イベント活動を通してJA事業への理解を深め、参加者同士の交流を促進します。
	(2) 組合員・地域住民の健康への意識高揚に努め、人間ドックの受診や助成のPRを行い、受診率の向上を図ります。

【総務部】

■事業方針

JA経営において、デジタル化によるコスト削減や業務効率化は重要な要素となっております。物価高による端末機の価格上昇・運用の実効性等の諸問題を精査し、IT統制機能（情報セキュリティ）を強化するとともに、デジタル技術等を活用しアナログ作業の削減・効率化に取り組み、費用対効果を踏まえた経費削減を図ってまいります。

人事管理面では、職員をJAの“資本”と捉える人的資本経営を目指し、組合員・利用者のお役に立てる人材育成に取り組んでまいります。具体的には、能力開発プログラムの見直しを行うことで、職員個々の業務上必要な知識や能力を養うとともに、職員のモチベーションを誘導し事業伸長への寄与を目指してまいります。

◆重点施策と具体策

1. 業務効率化に向けた取り組み	(1) 費用対効果を踏まえ、業務効率化に繋がるシステムの構築を進めるとともに、IT機器導入の検討を継続します。
2. 組合員・利用者のお役に立てる人材の育成	(1) 新能力開発プログラムを運用し、専門性の向上、技術力・職員能力向上を目指します。

【金融部】

■事業方針

他金融機関との資金調達競争が激化するなか、安定収益の確保に向け、融資担当者のスキルアップや業務効率化に取り組み、農業・くらし・地域の領域で金融仲介機能を発揮し、組合員・利用者目線による持続可能な経営基盤の確立・強化を図ってまいります。

また、お客様のニーズに合った商品提案ができるよう専門人材を育成し、信頼され選ばれる金融機関を目指してまいります。

◆重点施策と具体策

1. 新規融資額の増加	(1) 定期的な農家訪問により、経営状況に応じた資金提案を行います。
	(2) 他事業部門との連携により、定期的に情報共有を行い資金ニーズを把握します。
	(3) 住宅関連業者への営業を強化し、関係構築をしながら住宅ローンの獲得を目指します。
2. 投資信託取扱残高の増加	(1) お客様に合った商品提案ができるよう投資信託に関する知識を習得します。
	(2) よりよい活動を起点とした訪問を行い、ニーズを把握します。
3. 有価証券運用に伴う安定利益の実現	(1) リスク管理に基づく安定的な有価証券運用を行います。
	(2) 資金運用に関する知識向上を図り、健全運用を行います。
4. 事務管理態勢の強化	(1) 事務指導計画の策定により、態勢の強化を図ります。
5. 業務効率化と適切な人員配置の検討	(1) 金融業務効率化に取り組み、適切な人員配置を検証します。



令和8年度事業計画書（第3号議案別紙）

事業取扱計画

（単位：千円）

種 類	令和7年度実績残高（A）	令和8年度計画残高（B）	前年度対比（B／A）
貯 金	191,999,669	192,000,000	100.00%
借 入 金	583,184	491,000	84.19%
貸 出 金	21,291,364	21,505,000	101.00%
預 金	154,983,857	153,403,000	98.98%
有価証券	17,567,420	22,800,000	129.79%

【共済部】

■事業方針

組合員・利用者「寄り添い」、包括的な安心を「届け」、農業・地域社会とより広く・より深く「繋がっていく」ことで、一人ひとりに寄り添った安心と満足の提供を実現してまいります。また、共済事業の全ての活動において組合員・利用者本位の事業運営を基調として取り組んでまいります。

「生きる保障」を基軸とした「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供の実現を目指すとともに、若年層・次世代層へ積極的にアプローチを行い、「地域におけるJA共済の存在感」を高めてまいります。

◆重点施策と具体策

1. 契約者満足度向上に向けた取り組み	(1) 訪問活動計画を作成し、年間を通じ継続的な3Q訪問活動を実施します。
	(2) 世帯内保障点検活動の強化により、保障内容の充実を図ります。
	(3) 自動車事故受付時に、契約内容点検と保障内容見直しの提案を行い、保障内容の充実により、事故対応力を強化します。
	(4) 既加入者に対する各種キャンペーン案内の周知を図ります。
2. 利用者拡大に向けた取り組み	(1) 最適な保障、サービス等の提供を実施します。
	(2) JA共済未加入世帯及び組合員外への、新規加入推進を実施します。
	(3) 各種加入促進キャンペーンの実施により、未利用者に対する訪問活動の拡大を図ります。
	(4) 自動車共済の各種特約付帯率向上を図り、保障内容の充実に向けた取り組みをします。
3. 顧客対応力の強化	(1) 定期的な研修会を行い、知識向上に努めます。
	(2) 共済業務全般に精通した人材を育成します。

事業取扱計画

（長期共済）

種 類		推進総合ポイント（単位：千p t）		【参考】保障額（単位：万円）	
		令和7年度実績	令和8年度計画	令和7年度実績	令和8年度計画
新契約	終身共済	898	600	511,254	350,000
	養老生命共済	34	280	17,963	100,000
	こども共済	212	150	48,600	35,000
	がん共済	901	800	—	—
	医療共済	572	550	2,150	2,500
	定期生命共済	180	180	177,450	195,000
	介護共済	369	350	91,600	100,000
	生活障害共済	195	170	—	—
	特定重度疾病共済	17	20	—	—
	認知症共済	3	30	—	—
	建物更生共済	1,615	1,574	1,675,155	1,800,000
	生命・医療・建物計	4,996	4,704	2,524,172	2,582,500
	年金共済	117	200	59,232	130,000
長期共済保有高		—	—	55,019,694	53,799,972

（短期共済）

種 類		推進総合ポイント（単位：千p t）		件 数	
		令和7年度実績	令和8年度計画	令和7年度実績	令和8年度計画
新契約	自動車共済	6,597	6,340	24,550	23,700
	自賠責共済	1,532	1,400	11,783	10,800
	火災・傷害他	180	160	14,158	14,000
	短期共済合計	8,309	7,900	50,491	48,500

【花き部】

■事業方針

生産計画及び出荷計画を生かした予約相対など値段の決まった取引の拡充を図ることで相場の安定、有利販売に繋げ農家経営の安定を目指してまいります。また、産地による花束加工を行い、輸入品との差別化することで国産花きの販売強化に取り組んでまいります。

3つの集出荷施設の効率的な稼働に向けた検討を行い、集荷体制や輸送の効率化に向けた実証を行ってまいります。

品種開発事業の継続実施と、優良種苗の選抜・供給体制の確立に向けた整備を進めてまいります。

◆重点施策と具体策

1. 販売力強化へ向けた取り組み	(1) 品目別年間予約相対、シーズン契約などの条件の見直し、検討を行います。
	(2) 出荷計画の精度を検証し、安定出荷方策を検討します。
	(3) 需要期出荷へ対応した取組方策を検討します。
	(4) 年間予約相対の数量維持に向けた推進を行います。
2. 新規需要に向けた販売検討	(1) 産地花束加工による、実需者ニーズをとらえた商品化と新規販売先の開拓に取り組みます。
	(2) 輸出取引の拡大に向けた市場調査を実施します。
3. 施設利用状況を踏まえた拠点再整備・運営体制の検討	(1) 計画に沿った拠点再整備と運営体制を実施します。
	(2) 輸送の効率化（パレット輸送含む）に向けた実証を行います。
4. 消費宣伝の充実	(1) 産地花育活動の実施、市場や花屋等と連携した消費地での消費宣伝活動を行います。
5. 品種開発事業の整備・検討	(1) オリジナル品種普及に向け課題を整理し、方針を協議検討します。
	(2) 事業の取組紹介として、他産地や取引先等を対象に開発品種の評価調査を継続実施します。
6. 優良種苗の選抜・供給体制の確立	(1) 基幹品種における開花検定から、増殖委託先も含め優良穂木供給体制の改善を継続実施します。
	(2) 指導機関と連携し系統別開花調査による優良栽培マニュアルを見直し、更新します。

事業取扱計画

(単位：千円)

種 類	令和7年度実績 (A)	令和8年度計画 (B)	前年度対比 (B/A)
キ ク	11,316,028	11,859,000	104.80%
スプレーギク	2,575,362	2,621,000	101.77%
バ ラ	385,926	390,000	101.06%
洋 花	2,014,306	2,130,000	105.74%
鉢 物	2,397,914	2,300,000	95.92%
計	18,689,538	19,300,000	103.27%

【青果農産部】

■事業方針

生産面では、供給責任産地として生産基盤の維持・拡大を図るため、生産組織体制及び集出荷体制の整備、安定供給並びに安全・安心な農産物の生産体制を構築してまいります。

販売面では、持続可能な物流体制の構築と販売強化を両立するため、総合品目の優位性を発揮し、重点卸売市場との関係強化に取り組んでまいります。

販促面では、総合品目による消費宣伝会のPR活動、産地招へいによる産地への理解促進など、販促活動の拡充に取り組んでまいります。

◆重点施策と具体策

1. 販売力強化への取り組み	(1) 総合品目の優位性を発揮し、重点取引先との関係強化による販売力強化に取り組みます。
	(2) 実需者ニーズに基づく販売アイテムの検討と契約取引・直販取引の強化による販売価格の安定化に取り組みます。
	(3) 系統組織での販売情報の共有化と連携により直接取引の拡大と流通変化への対応強化に取り組みます。
	(4) 出荷予約の精度向上と出荷情報の早期提供による販売強化に取り組みます。
	(5) 作目別集出荷体制の見直しと、出荷予約の精度向上を図り持続可能な物流体制と販売力強化の両立に取り組みます。
2. 需要拡大に向けた販促活動の拡充	(1) 総合品目による『愛知みなみフェア』等の消費宣伝会を実施します。
	(2) 重点取引先への産地招へい、新たな需要の創出と消費喚起策等、PR活動を検討し、販売拡大へ向けた販促活動を拡充します。
3. 生産組織への運営支援強化	(1) 部会組織の事業活動、運営内容の検証を行い運営支援を行います。
4. 施設整備計画の構築	(1) 改善箇所の洗い出しと計画に沿った改善を実施します。



令和8年度事業計画書（第3号議案別紙）

事業取扱計画

（単位：千円）

種 類	令和7年度実績（A）	令和8年度計画（B）	前年度対比（B/A）
キャベツ	5,146,591	6,020,750	116.99%
ブロッコリー	1,434,304	1,652,000	115.18%
洋 菜	636,782	676,000	106.16%
スイートコーン	204,483	254,000	124.22%
露地メロン	503,232	488,700	97.11%
ス イ カ	383,967	320,000	83.34%
温室トマト	1,563,120	1,581,000	101.14%
ミニトマト	2,907,477	3,010,000	103.53%
温室メロン	342,276	327,000	95.54%
つまもの	1,068,344	1,100,000	102.96%
イチゴ	326,985	351,000	107.34%
果 樹	461,203	496,000	107.54%
米	393,664	169,000	42.93%
そ の 他	258,130	254,550	98.61%
計	15,630,564	16,700,000	106.84%

※青果農産部内部取引は除外しております。

【営農生活部】

■事業方針

国・県・市からの各種交付金・補助金等の情報をタイムリーにお伝えし、農家への支援を継続してまいります。
外国人の雇用では、技能実習生の支援・制度の法令遵守を徹底するよう制度の周知に心掛け、特定技能制度においては、農家と登録支援機関との橋渡しを引き続き取り組んでまいります。

令和9年4月から開始される育成就労制度の登録に向けた準備を行ってまいります。

農地中間管理機構と連携し、地域農業の人と農地の問題の解決を目指し、農地利用の集積・集約化を進めてまいります。

小売や直販業務では、顧客とのコミュニケーションを強化し取引先との良好な関係を保ち、また、新規顧客獲得のアプローチを引き続き行ってまいります。

産直事業では、お客様に満足していただける店舗を目指し、会員への品質の高い出荷物の協力要請と、SNSなどを利用した情報発信や、ネット販売を活用した新規顧客の開拓を行い、農畜産物の周知に努めてまいります。

サンテパルクのリニューアルについては、令和10年4月のグランドオープンを予定しており、産直店舗営業も調整してまいります。

葬祭事業では、葬儀の形態が一般葬から小規模葬（家族葬・密葬）へのシフトが進む中で、小規模葬への対応を進めるとともに、「喪家・親族様への安心と信頼」につながる丁寧な対応を基本方針とし、利用者の満足度を高めてまいります。

◆重点施策と具体策

1. 農家経営安定のための情報提供、補助事業活用	(1) 広報誌・ホームページ・農業情報システムを活用し、補助事業に関する情報伝達に取り組みます。
2. 外国人雇用の支援・制度の法令遵守、受け入れ態勢の確立	(1) 受け入れ農家に対し、法令遵守・制度理解へ向けた周知活動を行います。 (2) 新制度（育成就労制度）の情報収集と周知をします。
3. 取引拡大への取り組み	(1) 既存の取引先に対し、拡大の取引提案をします。また、再取引・新規顧客の開拓を行います。
4. 食育への取り組み	(1) 「地場農産物」を給食で提供する事で食育普及の一助とし、農業の維持・発展に取り組めます。
5. 販売力強化と特産物の消費宣伝事業の充実	(1) 新たなチャネルとしてSNSを活用し、イベント情報等のPR発信やインターネット販売体制、新たな販路確立による販売力強化に向けて取り組みます。また、消費宣伝活動においても渥美半島の農畜産物認知度向上に向け、行政と一体となって取り組みます。
6. セレモニーホールの有効的な稼働	(1) 職員資質の向上によるJA葬祭利用者の満足度を向上させ、JA葬祭の評価を高めシェア拡大に取り組めます。

事業取扱計画（産直品購買）

（単位：千円）

種 類	令和7年度実績（A）	令和8年度計画（B）	前年度対比（B/A）
主 食	10,654	3,900	36.60%
日用保健雑貨	5,550	5,200	93.68%
食 品	129,373	111,700	86.34%
特 産 品	87,527	83,700	95.63%
宅 配	34,192	34,900	102.07%
ファーストフード	16,862	7,500	44.48%
農 業 体 験	180	0	0.00%
計	284,343	246,900	86.83%



事業取扱計画（産直品販売）

（単位：千円）

種 類	令和7年度実績（A）	令和8年度計画（B）	前年度対比（B／A）
サンテパルク	76,843	73,000	95.00%
赤羽根ふれあい広場	32,545	36,500	112.15%
渥美ふれあい広場	48,162	55,000	114.20%
計	157,551	164,500	104.41%

事業取扱計画（加工事業）

（単位：千円）

種 類	令和7年度実績（A）	令和8年度計画（B）	前年度対比（B／A）
キャベツ	1,074	1,500	139.60%
メロン	1,104	1,500	135.81%
トマト	543	800	147.20%
ミニトマト	380	500	131.36%
大葉	157	200	126.91%
花き販売	3,414	3,500	102.51%
葬祭生花	41,330	45,000	108.88%
観葉鉢物	2,769	3,000	108.31%
その他青果販売	7,333	9,000	122.72%
計	58,108	65,000	111.86%

事業取扱計画（葬祭）

（単位：千円）

種 類	令和7年度実績（A）	令和8年度計画（B）	前年度対比（B／A）
取扱高	344,202	356,390	103.54%

【畜産部】

■事業方針

管内畜産物の地産地消に重点を置き、「J A愛知みなみ」ブランドの販路拡大・有利販売へ努めてまいります。

また近年、畜産農家戸数が減少するなか、生産基盤の維持・経営継続のため、コスト削減に向けた飼料の提案・推進に取り組むとともに、補助事業を活用し成績向上に向けた飼養管理分析を行い、生産性向上を目指してまいります。

家畜診療所では、飼養管理基準の遵守や防疫措置の強化に取り組み、病気の予防・発生の低減を図ってまいります。また、飼養管理指導についても、行政・系統機関と連携し取り組んでまいります。

環境保全課では、管内畜産農家より搬入される畜糞の適切な処理に努め、堆肥利用者に対し、安全で安心して使用できる堆肥の製造・販売及び環境面に配慮した循環型農業の推進に取り組んでまいります。また、卸売業者及びホームセンターに対し、J A独自のプライベート商品と付加価値堆肥の差別化販売への取り組みを検討してまいります。

◆重点施策と具体策

1. 「J A愛知みなみ」ブランドの販路拡大及び強化・経営安定に向けた飼養管理指導への取り組み	(1) 各種イベントへの参加・食育活動を実施し、消費者に向けてPR活動を継続して行います。
	(2) 系統機関とともに低価格飼料の提案・推進に取り組めます。また、未利用・半利用農家には販売戦略を絡めて事業推進を図ります。
	(3) 各種補助事業の情報提供等を行い、最新技術を活用して生産効率や経営効率を高め、経営改善に繋がる指導に取り組めます。
2. 指導体制・家畜防疫への取り組み	(1) 疾病早期発見のため、血液検査による家畜の健康チェック・診療により農家経営の安定を図ります。
	(2) 行政・系統研究所と連携し防疫対策・飼養管理の指導を実施します。
3. 堆肥事業利用拡大、付加価値をつけた差別化販売への取り組み	(1) 管内堆肥利用者へ安心安全な良質堆肥の製造・販売により堆肥の利用拡大へ向けた取り組みを実施します。
	(2) 耕種農家・卸売業者及びホームセンターと情報交換するとともに、付加価値堆肥の利用促進を行い、差別化販売へ繋がるよう取り組みます。

事業取扱計画（購買）

（単位：千円）

種 類	令和7年度実績（A）	令和8年度計画（B）	前年度対比（B／A）
飼 料	2,771,825	2,745,000	99.03%
素 畜	272,275	235,000	86.31%
診 療 所	80,400	80,000	99.50%
計	3,124,501	3,060,000	97.94%



令和8年度事業計画書（第3号議案別紙）

事業取扱計画（販売）

（単位：千円）

種 類	令和7年度実績（A）	令和8年度計画（B）	前年度対比（B/A）
肉 豚	4,341,867	3,980,000	91.67%
肉 牛	4,195,672	3,570,000	85.09%
牛 乳	1,398,202	1,400,000	100.13%
そ の 他	648,001	580,000	89.51%
計	10,583,743	9,530,000	90.04%

事業取扱計画（エコセンター）

（単位：千円）

種 類	令和7年度実績（A）	令和8年度計画（B）	前年度対比（B/A）
取 扱 高	139,089	157,100	112.95%

【営農資材部】

■事業方針

輸入原料等の高騰に対し、系統機関を基軸とし多方面からの情報収集を行うことで、仕入れ先に対し競争力のある価格に向けた交渉を継続実施し、価格抑制・安定供給に向けた資材確保に取り組み、組合員への購買事業の安定を図ってまいります。

営農指導課では、系統・指導機関との連携により栽培技術を習得し、農家へ提供してまいります。また、部会組織対応、農家への個別指導等の取り組みを継続して行い、『出向く営農指導員』として各種の予約注文やキャンペーン周知等で資材窓口と連携の強化を図るとともに、JA利用の継続と拡大に向け、引き続き取り組んでまいります。

営農資材部は、職員全体の資質向上に努め、組合員から親しまれる窓口・職員を目指してまいります。

◆重点施策と具体策

1. 生産資材価格の低減・改善	(1) 仕入れ業者との情報交換を密に行い、情報収集に努め、組合員に情報を伝達します。
	(2) 商品の安定供給を図ります。
	(3) 系統関連業者との協議により、肥料等の仕入れ価格の見直しを図ります。
	(4) 仕入れ業者と協議し、価格競争に負けない安価な商品を提供します。
2. 農家のサポート、JA利用の向上	(1) 年間スケジュールに基づき、キャンペーン・予約注文取りまとめの周知を図ります。
	(2) 融資部門との連携推進活動を行うことにより、耐久消費材等高額資材の購入者への対応強化を図ります。
3. 営農指導の強化	(1) 部会組織を中心とした農家への個別訪問を行い、個人の秀品率の向上に努め、部会全体の秀品率向上を目指します。
	(2) 農家及び部会、資材窓口等に対し、有益な情報提供をタイムリーに提供し、より身近な存在となるよう、きめ細やかな対応を目指します。

事業取扱計画

（単位：千円）

種 類	令和7年度実績（A）	令和8年度計画（B）	前年度対比（B/A）
肥 料	1,775,167	1,794,830	101.11%
農 薬	1,552,760	1,511,880	97.37%
園芸資材	239,771	246,480	102.80%
包装資材	1,987,873	1,986,020	99.91%
種 苗	201,075	194,770	96.86%
生活資材	269,006	216,390	80.44%
そ の 他	35,441	24,500	69.13%
計	6,061,097	5,974,870	98.58%

【農機自燃部】

■事業方針

農機事業では、整備体制の拡充を重点課題として職員の技術力向上に取り組み、利用者ニーズにあった総合サービスの充実を図ってまいります。また、農業機械の安全使用・効率利用向上に向けた利用促進と補助事業を含む訪問活動を強化し、情報提供の充実を主体に顧客の獲得増大と取扱高確保を目指してまいります。

燃料事業では、EV・ハイブリット車などの「脱炭素化」等外部環境の変化を背景に燃料油の需要減少がより深刻な問題となるなかで、油外商品の販売強化を重点事項としてサービス提供の充実・イベント開催等により集客増・経営の安定化を図ってまいります。また、LPガス部門では利用促進の強化を重点取組事項として事業量確保に取り組んでまいります。

自動車事業では、少子高齢化・業界の変革など多くの課題に直面していることから、車両販売は今後も厳しい状況が続くものと予測されます。今後の対策として、新規利用の拡大を重要課題と位置づけ、サービス体制の充実により車検台数の拡充・車両販売に繋げる事業展開を進めてまいります。

◆重点施策と具体策

1. 整備体制の拡充	(1) 職員の知識向上・整備力強化に取り組み顧客の確保拡大を目指します。また、地域別トラクター点検整備会の充実を図りトータルコストの低減を提案します。
2. 農機販売の強化	(1) 経済連と連携して省力化・低コスト化に向けた商品の検討を進めるとともに、補助事業を含む利用者ニーズに即した提案・推進活動を展開していきます。
3. 給油所運営の安定化	(1) 年間計画に沿って販売力向上に向けた総合的な人材育成に取り組み、油外販売・サービス体制の強化を図ります。
4. 重油供給設備の維持・改善	(1) 広報誌等によるタンク施設の改善周知を中心に保守点検時の啓発と併せて配送合理化の整備を進めます。
5. クミアイプロパンの販売促進の強化	(1) 展示会の開催・訪問活動の拡充により、個別提案の充実・利用拡大に取り組み、販売促進強化を図ります。
6. 車販渉外及び車検整備の充実	(1) サービス体制の充実を軸として新規車販・車検業務を展開し、利用拡大・取扱高の確保に努めます。

事業取扱計画

(単位：千円)

種 類	令和7年度実績 (A)	令和8年度計画 (B)	前年度対比 (B/A)
大型機械	277,092	234,000	84.45%
その他農機	346,199	248,000	71.64%
農機部品	137,477	142,000	103.29%
農機整備料	57,284	50,000	87.28%
計	818,053	674,000	82.39%
揮 発 油	1,525,580	1,524,000	99.90%
軽 油	445,701	426,000	95.58%
重 油	2,657,778	2,800,000	105.35%
L P ガス	253,296	260,000	102.65%
灯 油	249,358	253,000	101.46%
そ の 他	109,469	116,500	106.42%
計	5,241,184	5,379,500	102.64%
自動車販売	182,849	170,000	92.97%
車検整備	104,548	103,000	98.52%
自動車部品	49,183	48,000	97.59%
計	336,580	321,000	95.37%
合 計	6,395,818	6,374,500	99.67%



MEMO



令和8年度事業計画書（第3号議案別紙）

総合財務計画

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
1 信用事業資産	195,557,000	1 信用事業負債	192,991,000
(1) 現金	1,300,000	(1) 貯金	192,000,000
(2) 預金	153,403,000	(2) 借入金	491,000
系統預金	153,400,000	(3) その他の信用事業負債	500,000
系統外預金	3,000	2 共済事業負債	860,000
(3) 有価証券	18,300,000	(1) 共済資金	500,000
国債	6,680,000	(2) 未経過共済付加収入	350,000
地方債	5,004,000	(3) 共済未払費用	10,000
政府保証債	1,195,000	3 経済事業負債	1,935,000
社債	5,001,000	(1) 経済事業未払金	1,555,000
株式	180,000	(2) 経済受託債務	80,000
受益証券	240,000	(3) その他の経済事業負債	300,000
(4) 貸出金	21,505,000	4 雑負債	1,001,800
(5) その他の信用事業資産	1,160,000	(1) 未払法人税等	90,300
未収収益	1,110,000	(2) その他の負債	911,500
その他の資産	50,000	5 諸引当金	397,270
(6) 貸倒引当金	▲ 111,000	(1) 賞与引当金	163,170
2 共済事業資産	30,000	(2) 役員退職慰労引当金	18,100
(1) その他の共済事業資産	30,000	(3) 特例業務負担金引当金	216,000
3 経済事業資産	6,170,000	負債の部合計	197,185,070
(1) 経済事業未収金	4,840,000	（純資産の部）	
(2) 経済受託債権	100,000	1 組合員資本	26,787,095
(3) 棚卸資産	991,000	(1) 出資金	1,251,830
購買品	900,000	(2) 利益剰余金	25,537,265
その他の棚卸資産	91,000	利益準備金	5,467,798
(4) その他の経済事業資産	460,000	その他利益剰余金	20,069,467
(5) 貸倒引当金	▲ 221,000	特別積立金	11,140,714
4 雑資産	871,000	目的積立金	8,176,891
5 固定資産	5,993,725	当期末処分剰余金	751,862
(1) 有形固定資産	5,877,353	（うち当期剰余金）	531,080
減価償却資産	15,567,619	(3) 処分未済持分	▲ 2,000
土地	2,296,647	2 評価・換算差額等	▲ 4,500,000
減価償却累計額	▲ 11,986,913	(1) その他有価証券評価差額金	▲ 4,500,000
(2) 無形固定資産	116,372	純資産の部合計	22,287,095
6 外部出資	10,657,440		
7 前払年金費用	5,000		
8 繰延税金資産	188,000		
資産の部合計	219,472,165	負債及び純資産の部合計	219,472,165



令和8年度事業計画書（第3号議案別紙）

総合損益計画

（単位：千円）

科 目	金 額		
1. 事業総利益			5,831,670
(1) 信用事業収益		1,992,600	
資金運用収益	1,912,600		
(うち預金利息)	(1,480,300)		
(うち有価証券利息)	(152,800)		
(うち貸出金利息)	(258,200)		
(うちその他受入利息)	(21,300)		
役務取引等収益	80,000		
(2) 信用事業費用		775,980	
資金調達費用	689,700		
(うち貯金利息)	(686,000)		
(うち借入金利息)	(2,200)		
(うちその他支払利息)	(1,500)		
役務取引等費用	15,000		
その他経常費用	71,280		
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 2,220)		
信用事業総利益			1,216,620
(3) 共済事業収益		969,700	
共済付加収入	912,000		
その他の収益	57,700		
(4) 共済事業費用		51,200	
共済推進費	46,500		
その他の費用	4,700		
共済事業総利益			918,500
(5) 購買事業収益		11,742,160	
購買品供給高	11,302,310		
購買手数料	314,610		
その他の収益	125,240		
(6) 購買事業費用		10,168,870	
購買品供給原価	9,982,150		
購買品供給費	111,280		
その他の費用	75,440		
(うち貸倒引当金繰入額)	(65,310)		
購買事業総利益			1,573,290
(7) 販売事業収益		2,010,770	
販売手数料	1,414,460		
その他の収益	596,310		
(8) 販売事業費用		225,790	
販売費	207,540		
その他の費用	18,250		
販売事業総利益			1,784,980
(9) 保管事業収益		4,700	
(10) 保管事業費用		140	
保管事業総利益			4,560
(11) 加工事業収益		230,920	
(12) 加工事業費用		83,030	
加工事業総利益			147,890
(13) 利用事業収益		576,610	
(14) 利用事業費用		469,770	
利用事業総利益			106,840



科 目	金 額	
(15) 葬祭事業収益	353,990	
(16) 葬祭事業費用	240,440	
葬祭事業総利益		113,550
(17) その他事業収益	2,760	
(18) その他事業費用	620	
その他事業総利益		2,140
(19) 指導事業収入	119,290	
(20) 指導事業支出	155,990	
指導事業収支差額		▲ 36,700
2. 事業管理費		5,362,460
(1) 人件費	3,620,390	
(2) 業務費	339,500	
(3) 諸税負担金	176,320	
(4) 施設費	1,218,460	
(5) その他事業管理費	7,790	
事業利益		469,210
3. 事業外収益		194,620
(1) 受取雑利息	15,120	
(2) 受取出資配当金	110,000	
(3) 賃貸料	19,500	
(4) 雑収入	50,000	
4. 事業外費用		42,450
(1) 寄付金	750	
(2) 雑損失	41,700	
経常利益		621,380
税引前当期利益		621,380
法人税、住民税及び事業税	90,300	
法人税等合計		90,300
当期剰余金		531,080
当期首繰越剰余金		220,781
当期末処分剰余金		751,861



令和8年度事業計画書（第3号議案別紙）

自己改革工程表

J A愛知みなみの経営理念や基本方針のもと、自己改革の柱である農家所得増大をはじめとしたJ A事業達成を念頭に、その必達に向けて事業運営と健全経営を図り、組合員の皆様から信頼され「ありがとう」と言ってもらえるJ Aを目指していきます。

自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化に取り組むと共に、総合事業を基本として、「不断の自己改革」に取り組んでいきます。

自己改革実践の取り組み

「農家所得増大」につながる取組みとして、花き部門では「値段の決まった取引（契約、注文、相対）の拡大」、青果農産部門では「契約取引の拡大」、畜産部門では「飼養管理・分析による成績向上への支援」に取り組んでいきます。

部門	取組	所得増大効果 (売上増加効果)	令和7年度 目標値	令和7年度 実績	令和8年度 目標値
花き	値段の決まった取引 (契約、注文、相対)の 拡大による売上向上	値段の決まった取引の増加率 + 2 %	338 万ケース 62.0 %	上段：全体数量 下段：取引割合 312 万ケース 60.6 %	318 万ケース 64.0 %
青果	契約取引の拡大による 売上向上	既存契約数量より +50 トン	12,180 トン	12,459 トン	12,510 トン
畜産※	飼養管理・分析の支援による成績と売上の向上	(肉豚) 肉豚上物率 + 5 % (肉牛) [継続支援] 上位等級 60 % 以上、C 等級発生比率 10 % 以下 [新規支援] 枝肉重量 + 5 %	(肉豚) 6 戸 (肉牛) [継続支援] 1 戸 [新規支援] 1 戸	(肉豚) 2 戸達成 (肉牛) [継続支援] 0 戸 上位等級割合 68 % C 等級割合 19 % のため未達成 [新規支援] 0 戸 枝肉重量 + 2.3 % のため未達成	(肉豚) [継続支援] 4 戸 [新規支援] 1 戸 (肉牛) [継続支援] 1 戸 [新規支援] 1 戸

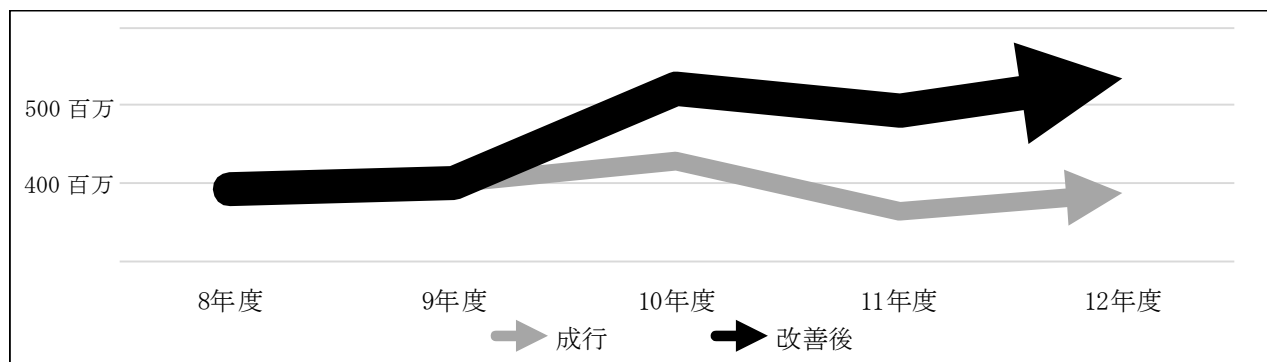
※畜産部門において、肉豚支援農家のうち令和7年度達成農家2戸に対しても支援を継続していきます。

J A経営基盤の確立・強化への取り組み

当J Aの今後の見通しとしては、政策金利の引上げにより市場に大きな影響を与え、資金調達コストの増加や物価高騰による施設維持管理コストの増大など事業利益の減少が見込まれます。このため、健全で持続性のある経営を確保することが喫緊の課題となっており、以下の取組をはじめ経営基盤の確立・強化へ取り組んでいきます。

取組	令和7年度 目標値	令和7年度 実績	令和8年度 目標値
他事業部門との連携や推進体制整備・強化による 農業融資新規実行額の伸長	800 百万円	1,077 百万円	1,000 百万円
保障点検活動の充実による事業収益の伸長	8,990 軒	8,997 軒	8,990 人
販売力強化等への取り組みによる販売品販売高の維持・拡大	46,266 百万円	45,061 百万円	45,694 百万円

損益シミュレーションのイメージ

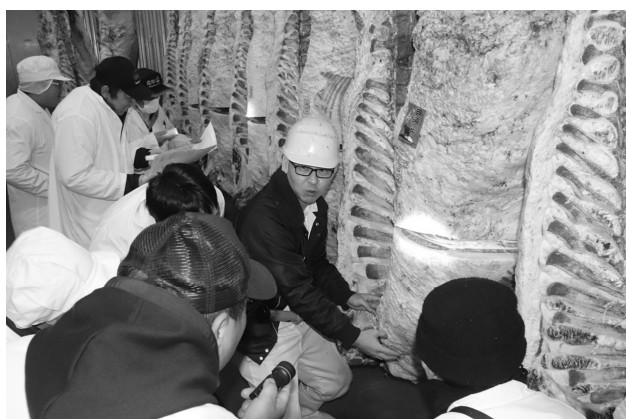
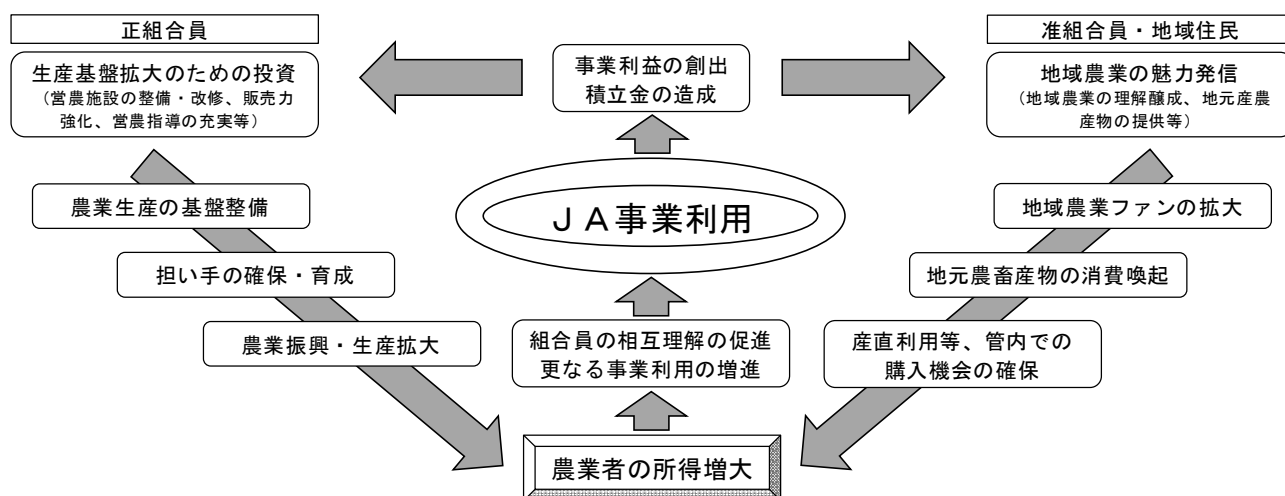


自己改革の実践に向けた組合員意思反映

自己改革の実践にあたっては、組合員組織基盤の拡充のため各部会組織の会議等による徹底した話し合いを行い農業者の所得増大につなげます。また、准組合員を「地域農業応援団」と位置づけ、地域の農業振興に寄与するJAの事業利用や活動参加を促します。

取 組	令和7年度 目標値	令和7年度 実績	令和8年度 目標値
各部会組織活動（販売会議等）を通じた徹底的な話し合い	600回	672回	600回
組合員への広報誌等を通じた幅広い意見聴取	12回	12回、1,204人	12回

JA事業の利用が農業振興・農家所得の向上につながっています





役員の選任について（第4号議案別紙）

1. 理事候補者の略歴

氏 名 (生年月日)	略 歴	所 信
西山 直司 (昭和37年10月20日)	平成22年1月 匠スイカ組合 部会長就任 【実践的能力者】 令和5年6月 J A理事就任（現在に至る）	組合の持続性と、組合員の経営向上を両立し、次世代の育成に努め、地域農業の発展に寄与できる経営を目指します。
中田 秀幸 (昭和45年4月5日)	農業専従 【認定農業者】	地域農業の更なる発展、所得向上につながる様、組合運営に努めてまいります。
菰田 温史 (昭和30年10月26日)	農業専従 【認定農業者】	組合員の利便性向上とともに、非組合員の利用拡充による事業の増進に取り組みます。
山田 秀幸 (昭和44年5月24日)	令和2年6月 J A理事就任（現在に至る） 【認定農業者】	組合員の皆様に気持ち良く利用していただけるJ Aになれるように努力します。
長神 朋尚 (昭和41年7月4日)	令和5年6月 J A理事就任（現在に至る） 【認定農業者】	販売・購買事業に注視し、組合員の所得を増やす事に全力で取り組みます。
鋤柄 信人 (昭和42年9月27日)	令和2年5月 養豚部会 部会長就任 【実践的能力者】	後継者の育つような夢のある地域農業に向けて取り組みます。
伊藤 和彦 (昭和44年11月30日)	令和5年6月 J A理事就任（現在に至る） 【認定農業者】	地域の意見を聞き、J Aにつなげていきます。
伊奈 弘文 (昭和44年1月19日)	農業専従 【認定農業者】	組合員視点で、これからの厳しい時代を乗り切る事業展開を進めます。
河合 毅司 (昭和41年1月12日)	令和5年6月 J A理事就任（現在に至る）	広い視野で物事を捉え、役割を務めます。
鈴木 正幸 (昭和39年12月20日)	農業専従 【認定農業者】	組合員の意見を幅広く聞き、有利販売と持続可能な農業経営を目的として取り組んでまいります。
片山 悦司 (昭和47年12月13日)	令和5年6月 J A理事就任（現在に至る） 【認定農業者】	組合員の声を汲み上げ、地域に根差した組合運営に努めます。
井本 和彦 (昭和44年4月28日)	農業専従	現場で汗を流す組合員様の「生の声」を届け、信頼される組合運営に努めます。
間瀬 浩文 (昭和37年12月15日)	平成29年6月 J A監事就任 令和2年6月 J A常務理事就任 令和5年6月 J A代表理事専務就任（現在に至る） 【認定農業者】	農家所得向上を柱に、持続可能な農業経営の確立とJ Aの健全経営に努めます。
河合 成宜 (昭和44年10月28日)	農業専従 【認定農業者】	生産物の販売強化、生産コスト低減、次世代の担い手育成といった持続可能な農業の実現に取り組みたい。
小久保 毅 (昭和42年2月2日)	農業専従 【認定農業者】	次世代が安心して農業を行なえる様、手助けをしていきたい。
小久保 禮次 (昭和39年3月14日)	令和2年6月 J A監事就任 令和5年6月 J A常務理事就任（現在に至る） 【認定農業者】	現在の社会情勢を踏まえて組合員の所得向上に向けて全力で取り組んで参ります。
河合 和彦 (昭和42年11月26日)	農業専従 【認定農業者】	地域農業の発展と所得向上に取り組みます。
石川 和男 (昭和46年5月20日)	農業専従 【認定農業者】	販売力向上を目指し、安定経営につながるよう努めます。
齋藤 佐知子 (昭和42年9月11日)	令和5年6月 J A理事就任（現在に至る）	次世代につながる、魅力あるJ Aとなるよう努めます。
橋本 美和 (昭和45年1月14日)	平成5年4月 愛知渥美町農業協同組合退職 【実践的能力者】 令和5年6月 J A理事就任（現在に至る）	今後の農業の安定・発展を考え、組合運営に努めます。
杉原 佳予子 (昭和42年2月11日)	農業専従	女性の視点から地域の貢献に取り組みます。
齋藤 さおり (昭和43年1月1日)	平成3年3月 ひまわり農業協同組合退職 【実践的能力者】	地域農業発展の一助となるように努めます。
金田 安生 (昭和42年4月9日)	令和8年6月 愛知みなみ農業協同組合退職 【実践的能力者】	組合員や地域住民のため、健全な事業運営に努めます。



2. 監事候補者の略歴

氏 名 (生年月日)	略 歴	所 信
藤井 啓一 (昭和42年3月13日)	令和5年6月 J A理事就任 (現在に至る)	監事としての責任を自覚し、皆様の信頼にお応えできるよう全力を尽くします。
太田 貴浩 (昭和39年7月12日)	農業専従	組合員視点で事業運営を点検していきます。
齋藤 徳俊 (昭和41年2月23日)	農業専従	組合員の利益を守り、J Aの信頼向上に努めます。
河合 秀敏 (昭和37年7月12日)	令和5年6月 J A理事就任 (現在に至る)	組合員の意見や要望に対し、公正かつ中立な立場で監査業務に取り組みます。
仲谷 陽子 (昭和42年8月6日)	平成13年6月 税理士登録 令和2年6月 J A員外監事就任 (現在に至る)	員外監事として、組合員とは違う視点で柔軟かつ丁寧に監査に努めます。
太田 年彦 (昭和42年6月7日)	令和8年6月 愛知みなみ農業協同組合退職	組合員の信頼に応えられるよう、公正かつ適正な監査に努めます。

- (注) 1. 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者14名、農業協同組合法(以下、「農協法」という。)第30条第12項第2号で定める実践的能力者5名の計19名により、農協法第30条第12項の要件を満たしております。
2. 理事候補者のうち、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者(実践的能力者)は次のとおりです。当該候補者については、経験や実績等から、当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。
- ① 生産部会の代表者又は代表者であった者 ② 農業協同組合(連合会含む)に従事した者
3. 役員候補者と当組合との間における特別の利害関係は次のとおりです。
- ① 理事候補者 長神朋尚氏、伊奈弘文氏、井本和彦氏、小久保毅氏は、当組合との間に貸付の利用関係があります。
4. 当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。
5. 仲谷陽子氏は員外監事候補者であります。
6. 仲谷陽子氏を員外監事候補者とした理由は、同氏は税理士としての高度な専門的知識と能力を有しており、組合員外の視点から当組合の会計にかかる監査に活かしていただきたいため、員外監事としての選任をお願いするものであります。



退任役員に対する役員退職慰労金の支給について(第6号議案別紙)

1. 退任役員の略歴

氏 名	略 歴
鈴木 照彦	平成20年6月 J A理事就任 平成29年6月 J A代表理事専務就任 令和2年6月 J A代表理事組合長就任 (現在に至る)
森下 健一	令和2年6月 J A常務理事就任 (現在に至る)
河合 年宏	令和2年6月 J A理事就任 (現在に至る)
鈴木 利昌	令和5年6月 J A監事就任 (現在に至る)
鈴木 久永	令和2年6月 J A監事就任 令和5年6月 J A理事就任 (現在に至る)
杉浦 正浩	令和5年6月 J A理事就任 (現在に至る)
井本 哲史	令和5年6月 J A理事就任 (現在に至る)
川口 喜史	令和2年6月 J A監事就任 令和5年6月 J A理事就任 (現在に至る)
花井 弘	令和5年6月 J A理事就任 (現在に至る)
渡邊 康宏	令和2年6月 J A理事就任 (現在に至る)
杉原 桂子	令和2年6月 J A理事就任 (現在に至る)
山本 恵美子	令和2年6月 J A理事就任 (現在に至る)
中村 孝司	令和2年6月 J A理事就任 令和5年6月 J A代表監事就任 (現在に至る)
鈴木 勝年	令和5年6月 J A常勤監事就任 (現在に至る)
杉浦 英人	令和5年6月 J A監事就任 (現在に至る)
河合 芳広	令和5年6月 J A監事就任 (現在に至る)



JAバンク基本方針の一部変更について（報告事項2別紙）

JAバンク基本方針については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証し、必要に応じて当該方針の内容を変更することとされている。

今般、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）は、JAバンク会員を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、JAバンク会員が経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、令和8年3月19日開催の農林中金臨時総代会において、JAバンク基本方針の変更にかかわる承認を受けた。

については、その主な変更内容および変更後のJAバンク基本方針を次のとおり報告する。

1. 主な変更内容

① マネロン・金融犯罪等への取組強化に向けた対応

JAバンクシステムの基本的方向に「マネー・ローンダリングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止へ不断に取組む」旨を定める。

② その他

信用事業再編強化法に定める特定承継会社設置にかかる特例措置が、令和8年3月31日で終了することを踏まえ、関連する定めを削除する。

（注） 特定承継会社とは、農林中金がJA・信連からの信用事業譲受に要するシステムを開発するまでの間、農林中金に代わる受皿として時限的に整備されたものであり、活用実績はない。

2. 変更後のJAバンク基本方針（本文）

変更後のJAバンク基本方針は、次のとおりである。

JAバンク基本方針

I 「JAバンクシステム」の基本的方向

「JAバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJAと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「JAバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「JA」には1県1JAを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。）

- 1 JA・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 マネー・ローンドリングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止へ不断に取り組むとともに、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- 3 JAバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- 4 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む。
- 5 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- 6 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

II 「JAバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、JAバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかる指針（以下「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・JAに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、JAバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・JAの代表者等からなる「JAバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、(1)の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、JA・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- (4) 農林中金は、JA・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

2 JA・信連の役割

- (1) JA・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「JAバンク県本部」を設置し、管内JAが本方針を遵守するように指導し、JAは信連の指導を遵守する。なお、管内JAの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
ただし、信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJAに対し必要な指導を行う。
（注） 信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- (3) 信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1JA県域においてはJA。）は、JAバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。
- (4) 信連は、JAの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

3 中央会・全共連との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は、(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。

III 「JAバンク会員」の責務

1 JAバンクの一体的な事業運営

JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) JA・信連は、JAバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) JA・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJAバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) (1)および(2)の前提として、JA・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態



JAバンク基本方針の一部変更について（報告事項2別紙）

勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。

2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保

JA・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

- (1) JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。
ただし、JAは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
- (2) JA・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
- (3) JA・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) JA・信連は、JAバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
(注) (1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

(注) 資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールの遵守

- (1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するJA・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。
- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
(注) (1)の経営改善ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

6 組織統合ルールの遵守

- (1) JAバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、JA・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。
- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。
(注) (1)の組織統合ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべきJA・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。
- (2) (1)に該当しないJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該JAは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。
(注) (2)の調査の実施基準および内容は、別紙5-1に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

- (1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJA（以下「再編成希望JA」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。
- (2) この場合、JAが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (2)の支援策および支援の前提条件は、別紙6に定める。

9 指定支援法人への財源拠出

- (1) JA・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。
- (2) この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

IV 「JAバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「JAバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

JAバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

(注) 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、別紙7に定める。

VI 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

(附 則)

- 1 平成16年6月25日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成15事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成17年6月24日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成16事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、別紙3-1、3-3の自力再建型資本注入を受けたJAにかかる基準、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
- 6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
- 7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。
- 8 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙1-2の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成25事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
- 9 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙2-2の要改善JA（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成24・25・26事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙2-2の要改善JA（体制整備基準）の指定にあたっては、平成27事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成26年6月25日付一部変更に伴う、別紙2-1の要改善JA（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成27年1月1日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成26年1月



ＪＡバンク基本方針の一部変更について（報告事項２別紙）

- 1 日時点で既に要改善ＪＡ（経営点検基準）に指定を受けているＪＡには「指定後２年経過」を「１年経過」に短縮のうえ適用する。
- 1 2 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、別紙 2－2 の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。
- 1 3 平成 28 年 3 月 16 日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）より適用する。
- 1 4 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、Ⅲの 7、別紙 1－1 の会計監査報告の写しの提出、別紙 1－2 の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、別紙 2－2 の指定基準ならびに別紙 5－1 については、平成 31 事業年度より適用する。
- 1 5 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、別紙 4 の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成 30 年 3 月 16 日時点で既にレベル 1、2 の指定を受けているＪＡには「指定後１年以内」を「平成 31 年 3 月 16 日まで」と読み替えて適用する。
- 1 6 平成 30 事業年度または平成 31 事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成 31 年 5 月 31 日までに農林中金に報告したＪＡ（レベル格付の指定を受けているＪＡを除く。以下「事業再編選択ＪＡ」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、別紙 5－2 による。
- 1 7 別紙 2－2 にかかわらず、平成 31 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認されたＪＡのレベル格付指定までの猶予期間は、ＪＡバンク健全化要綱において定める。
- 1 8 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、Ⅱの 3、Ⅲの 3、別紙 1－1、別紙 1－2 の中央会等との連携およびＪＡ全国監査機構監査にかかる報告等については平成 31 年 9 月 30 日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った時より適用する。
- 1 9 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、別紙 1－2 の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、別紙 2－2 のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成 31 事業年度より適用する。
- 2 0 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、別紙 1－1 の資産精査の実施基準、別紙 2－1 の要改善ＪＡ（経営点検基準）の指定基準については、平成 31 事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告より適用する。
- 2 1 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、別紙 1－2 の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、別紙 2－2 のレベル格付（不祥事点検）および要改善ＪＡ（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成 31 年 9 月 30 日より適用する。
- 2 2 令和 7 年 3 月 13 日付一部変更に伴う、別紙 1－1 の資産精査の実施基準、別紙 2－1 の要改善ＪＡ（経営点検基準）の指定基準については、令和 7 事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告から適用することとし、令和 6 事業年度にかかるＪＡ・信連の経営状況の報告に関しては従前の例による。
- 2 3 令和 8 年 3 月 19 日付一部変更に伴う、Ⅰ中「農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。」、Ⅱの 1（3）および別表の削除、ならびにⅡの 1（4）（5）の変更については、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。

以上

基本方針別紙体系図





JAバンク基本方針の一部変更について（報告事項2別紙）

別紙 1 - 1

JA・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告（財務モニタリング）

JA・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料		
通期実績	○ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ○ 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 ○ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（JA） ○ 決算速報（信連）	
上半期実績（仮決算）	○ 事業量・損益にかかる基礎情報	
期末の決算見込	○ 損益・自己資本比率による基礎情報（JA）	
その他経営状況に関する事項		
早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。		
系統B I Sシステムを使用した経営状況に関する報告		
JA・信連は系統B I Sシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統B I Sシステムによるモニタリングを行う。		

- ・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）
- ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJA・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

➤ 「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合		
○別紙2-1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合 ○別紙2-1に定める要改善JAの指定基準に該当する場合 ○以下の項目が指定基準に該当する場合		
貸出等 信用供与	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上
	(2) 貯貸率	70%以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （JAについての具体的な基準は、JAバンク健全化要綱で定める）
	(4) 大口与信先への与信（JAに限り適用）	
	(5) 非保全債権（大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率	
有価証券	(1) 貯証率（JAに限り適用）	15%以上
固定資産等	(1) 事業利益赤字	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （JAについての具体的な基準は、JAバンク健全化要綱で定める）
	(2) 他部門運用（JAに限り適用）	
共通	資産精査実施にかかるストレステスト後自己資本比率（JAに限り適用）	8%未満 （資産精査実施にかかるストレステストの具体的な方法は、JAバンク健全化要綱で定める）
○信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合		
➤ 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合		
➤ 行政検査を拒否した場合		

- ・資産精査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）

別紙 1－2

J A・信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

J A・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況 ○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。 ※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。
行政検査・会計監査人の指摘事項等 行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。 ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの
不祥事等 不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善 J A制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。 ※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。
会計監査人 ○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。 ○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。

- ※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。
- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
 - ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

- （１）「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定した J A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

- 不祥事等が発生・発覚した場合
- 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合
- 法令または定款により会計監査人を置くべき J A・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合
- 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）

- （２）J Aは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。



JAバンク基本方針の一部変更について（報告事項2別紙）

別紙2－1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙1－1の報告をもとに、以下の基準に該当するJA・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル1	要改善JA（経営点検基準）指定後2年経過しても改善の目処が立たない場合	2年以内に、要改善JA指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合	業務改善計画において定める期間
	実質自己資本比率※ 6%以上～8%未満	2年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル2	当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJA	1年以内に、事業再編にかかる契約についてJA総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4%以上～6%未満	1年以内に、レベル1の水準に改善
レベル3	レベル1・2指定JAが改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を6か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4%未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けたJA・信連は、別紙3により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けたJA・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。

<経営改善取組内容>

- 経営管理の強化
- 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
- 不良資産の処理等の財務健全化
- 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けたJA・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、JA・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善JA（経営点検基準）

別紙1－1の報告をもとに、以下の基準に該当するJAは経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ 要改善JA指定にかかるストレステスト後自己資本比率8%未満 （要改善JA指定にかかるストレステストの具体的な方法は、JAバンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善JAの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けたJAは、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

（共通）

- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル1・2指定基準または要改善JAの指定基準に該当する蓋然性が高いJAについて、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、JAバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 2－2

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1－2 の報告により以下の指定基準に該当する J A・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル 1	資金運用体制	○ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 再発 J Aにおいて、「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合（注 1） ※再発 J Aとは、要改善 J A 指定後の再発防止策取組期間中または解除後 3 年以内に、指定基準に該当する信用事業での不祥事件（不祥事件の開始日が当該再発防止策の取組開始日以降のもの）が発生し、外部指摘で発覚した J A とする。 ○ 信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合（注 2） ※ただし、共済事業のみの不祥事件であって、J Aバンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする。（注 3） ○ J A・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合（注 4）
	体制整備	○ 「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	○ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル 2	○ レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル 3	○ 経営継続に支障を来す重大な問題あり	

（注 1）本基準において「新たに」とは再発 J A に該当し初めて策定した再発防止策の取組浸透期間（6 か月）の経過後に、当該不祥事件の開始日があることをいう。

（注 2）信用事業に権限を有する役員には、信用事業の内部統制に関与する観点からリスク管理担当役員を含めるものとする。

（注 3）J Aバンク基本方針に基づく指導と同等の指導とは「J A 共済不祥事件措置基準」に基づく指導とする。レベル格付の指定対象外としたものは要改善 J A に指定する。

（注 4）J A・信連に関連する業務は、J A・信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J A・信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合とは、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ レベル 3 の指定を受けた J A・信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・ 指定を受けた J A・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

- 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける 等
- ・ 指定を受けた J A・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。



JAバンク基本方針の一部変更について（報告事項2別紙）

2 要改善JA（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙1－2の報告により、以下の基準に該当したJAは、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善JA （不祥事点検基準）	○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善JA （体制整備基準）	○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・ 要改善JAの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けたJAは、要改善JA（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善JA（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善JAの指定にあたり、別紙1－2の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで6か月間の猶予期間を設ける。この間、該当JAは速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、JAバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 3

資金運用制限の内容

別紙 2-1・2-2 により、レベル格付に指定された J A・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 J A

	運用対象	
レベル 1	貸出	・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他 J A バンク 健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル 2 3	貸出	・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他 J A バンク 健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

	運用対象
レベル 1	○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
レベル 2 3	○ 新規与信行為の停止。

(共通)

- ・ 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域に限定された信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件または役員が関与する信用事業での不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、J A において、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、J A バンク 健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。



JAバンク基本方針の一部変更について（報告事項2別紙）

別紙 4

指定支援法人によるレベル格付JA・信連にかかる 支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けたJA・信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策		支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給 (レベル1～3)		○対象となる借入れ：貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：1%以内	○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
債務保証 (レベル1～3)		○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	○利子補給と同じ
資本注入	事業再編型 (レベル1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2JAについては、JAの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	緊急支援型 (レベル2)	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJA」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：JAの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJA総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてJA総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・自己責任を果たすこと ・10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	自力再建型 (レベル1～2)	○自己資本比率4%超 10%までの範囲内	○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること ・10年以内に確実に消却原資を確保すること ・注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後5年以内に8%以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資金贈与	費用助成 (レベル 1～3)	○助成対象：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は 5 年間を上限）	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 (レベル 1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル 1、2 J A については、J A の理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後 1 年以内に決定すること ○破綻処理 3 原則（減資、経営責任の追及、組織の消滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理 3 原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 (レベル 2)	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A」としてレベル 2 の指定を受けること ○一次支援を行う場合：J A の理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受ける方針および破綻処理 3 原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受けること ・破綻処理 3 原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル 1～3)	○対象債権：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の 50% 以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その 50% 以上を指定支援法人に納付 ○期間：10 年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一部事業譲渡型※ (レベル 1～2)		

- ※ 一部事業譲渡型：J A における農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合
- ・ 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については J A バンク健全化要綱において定める。）
 - ・ 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
 - ・ 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。
 - ・ J A バンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。



JAバンク基本方針の一部変更について（報告事項2別紙）

別紙5－1

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定したJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第22条第1項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていないJA

＜調査の内容＞

- 計算書類等の正確性の検証
 - 内部管理態勢の有効性の検証
 - 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのJA代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、JAバンク健全化要綱において定める。

別紙 5－2

事業再編選択 J A にかかる本方針の適用ならびに 指定支援法人による支援策と支援の前提条件

1 本方針の適用

(1) 事業再編選択 J A については、Ⅲの 7 (2) および別紙 5－1 を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの 7 (2)	(1) に該当しない J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該 J A は、 当該定款の定めを設けるまでの間	(1) に該当しない事業再編選択 J A は、 事業再編が完了するまでの間
別紙 5－1	<調査の内容> ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 内部管理態勢の有効性の検証 ➢ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化(事業再編を含む。)についての J A 代表理事との協議	<調査の内容> ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 事業再編の進捗状況の確認

(2) 別紙 2－2 にかかわらず、事業再編選択 J A については、別紙 1－2 の報告において内部監査体制または資金運用体制(貸出・審査体制)のうち J A バンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

2 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象:事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用(継続的に発生する費用に対する助成は3年間を上限)	○事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- ・ 支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。
- ・ 事業再編選択 J A が再編成希望 J A に該当しかつ再編成希望 J A にかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望 J A にかかる支援を受けることができる。



JAバンク基本方針の一部変更について（報告事項2別紙）

別紙 6

指定支援法人による再編成希望JAにかかる

支援策と支援の前提条件

再編成希望JAが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望JA	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

2 支援の前提条件等

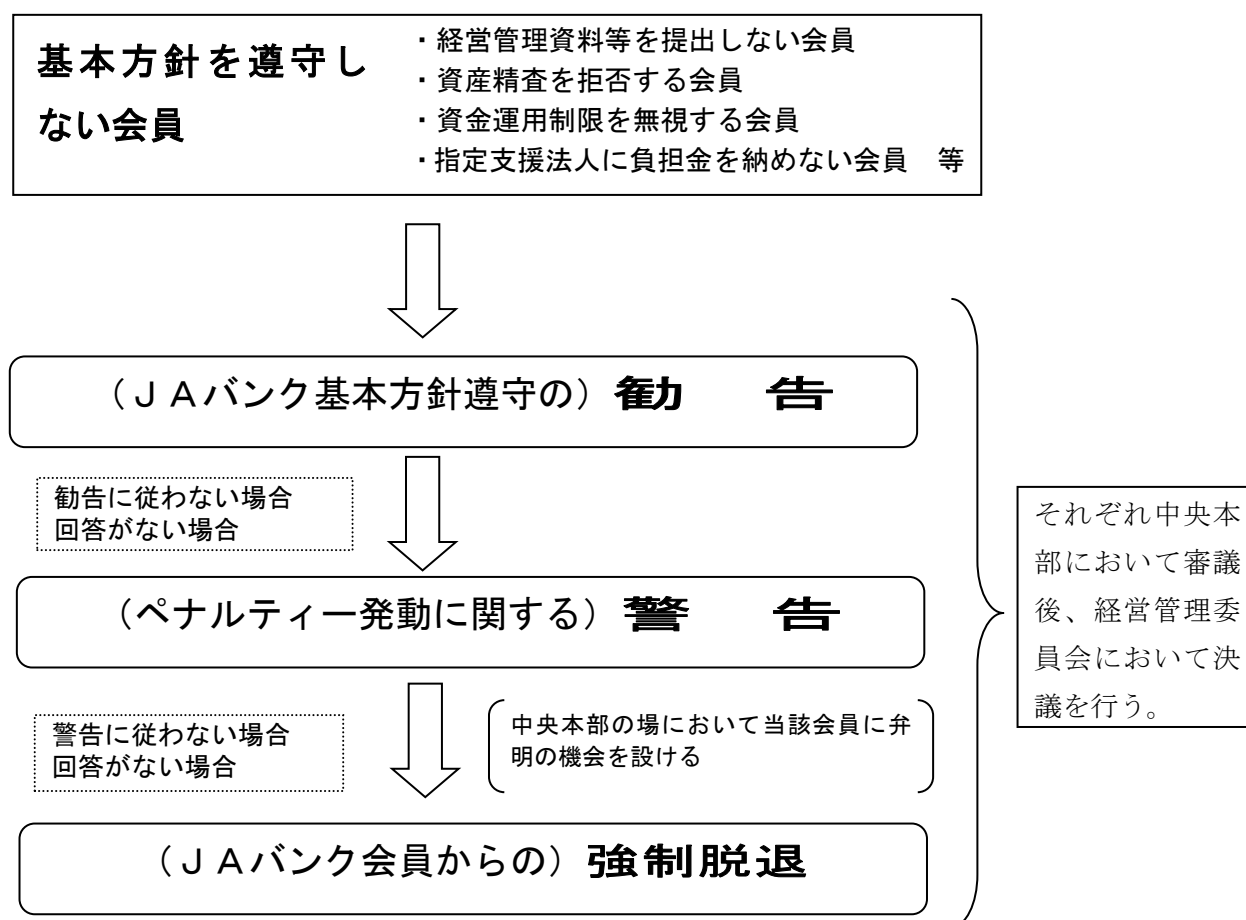
支援策	支援供与水準 （以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議）	支援の前提条件
利子補給	○対象となる借入れ：JA信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：1%以内	○営農・経済事業に注力することを目的としたJA信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債務保証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	
資金贈与 （費用助成）	○助成対象：JA信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	
損害担保	○対象債権：JA信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の80%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その80%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10年以内	

・支援の具体的な内容については、JAバンク健全化要綱において定める。

別紙 7

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



【強制脱退の効果】

- 1 「J Aバンク会員名簿」からの削除
- 2 「J Aバンク」商標の使用禁止
- 3 指定支援法人の支援対象からの除外 等



MEMO

・ 令和 7 年度 ・

組 合 員 受 賞 記 録

（ 敬 称 略 ）



令和7年度組合員受賞記録

1. 「組合員表彰規程」第2条第1項第4号による表彰

◎令和7年度 第1回 あいち牛枝肉共励会

(7月7日)

東海農政局長賞
肉牛

株式会社中村ビーフ (赤羽根町)

◎第74回 関東東海花の展覧会

(1月29日)

農林水産大臣賞
輪菊 (神馬)

藤井 保宏 (西神戸町)

農林水産大臣賞
アルストロメリア (コーラルシー)

川口 裕之 (小中山町)

農林水産大臣賞
カラテア (マコヤナ)

荒木 祥充 (和地町)

全国農業協同組合中央会長賞
輪菊 (神馬)

宮下 武文 (大久保町)

日本花き卸売市場協会会長賞
スプレーぎく (セイヒラリー)

宮川 直士 (福江町)

◎第27回 田原市・JA愛知みなみ園芸農産物総合品評会

(2月20日)

農林水産大臣賞
輪菊 (神馬)

石井 義久 (向山町)





MEMO



〒441-3613 愛知県田原市古田町岡ノ越6番地4

TEL:0531-34-0373(代) FAX:0531-32-2281